

第2次春日井市水道事業経営戦略 (中間案)

令和8年度から令和 17 年度

春日井市

令和8年 月改定

目 次

第1章 経営戦略策定及び改定の概要	1
1 策定の背景	1
2 改定の目的	1
3 位置づけ	2
4 計画期間	3
第2章 事業概要	4
1 事業の現況	4
2 これまでの主な経営健全化の取組	8
3 現状分析	13
第3章 将来の事業環境	29
1 給水人口の予測	29
2 有収水量と給水収益の見通し	30
3 組織の見通し	31
第4章 経営の基本方針	32
1 事業の基本方針	32
2 施策体系	33
3 今後の取組	34
第5章 投資・財源試算	38
1 投資・財源試算と投資・財政計画	38
2 投資試算	39
3 財源試算	45
第6章 投資・財政計画	49
1 概要	49
2 内部留保資金の基準	50
3 企業債の借入方針	51
4 水道料金の改定	52
5 投資・財源試算(投資・財政計画)	65

第7章 経営指標等と目標値	70
1 経営指標等の選定	70
2 目標値の基本的な考え方	70
3 目標値	71
第8章 推進体制と進捗管理	72
1 推進体制	72
2 推進管理及び継続的な改善	72
3 改定スケジュール	73
資料編	74
施設の概要	74
用語解説	77
春日井市上下水道事業経営審議会委員名簿	83
春日井市上下水道事業経営審議会審議経過	84
市民意見公募の結果	85
諮詢書(写)	86
諮詢に係る答申期限変更依頼書(写)	87
答申(写)	88

第1章 経営戦略策定及び改定の概要

1 策定の背景

春日井市水道事業(以下「本市水道事業」という。)は、昭和32年に給水を開始して以来、水需要の増加や給水区域の拡大に併せ、7期(昭和35年度～平成20年度)にわたる拡張事業を実施し、市内全域に安全で安心な水の供給に努めてきました。

また、平成19年度に、本市水道事業の目指すべき将来像「信頼の水、春日井の水道」を実現するための施策や工程を包括的に明示した「春日井市地域水道ビジョン」(以下「地域水道ビジョン」という。)を策定するとともに、具体的な方策として平成20年度に「春日井市水道事業中長期施設整備計画」(以下「中長期施設整備計画」という。)、「春日井市水道事業中長期財政計画」(以下「中長期財政計画」という。)を策定し、事業を進めてきました。

しかしながら、今後、人口減少などにより水需要の減少に伴う給水収益の減少が見込まれる一方で、多くの水道施設が更新時期を迎えることから、多額な費用が必要となることから、水道事業を取り巻く状況は厳しいものとなることが予想されます。

こうした中、本市水道事業は、経営状況や将来環境を分析したうえで、事業の効率化、施設管理の見直しなどを行い、経営基盤の強化を図るとともに、具体的な経営改善に取り組むため、中長期的な収支計画である「春日井市水道事業経営戦略」(以下「既経営戦略」という。)を平成30年3月に策定しました。その後、計画と実績に一部乖離が生じたため、学識経験者や公共的団体等の役員又は職員、大口使用者、公募による市民で構成された「春日井市上下水道事業経営審議会」(以下「経営審議会」という。)での審議を経て、令和5年3月に中間見直しを行いました。

2 改定の目的

本市水道事業では、既経営戦略に基づき、各指標の達成に努めているところです。

今後、人口減少等による水道料金収入の減少や水道施設の更新需要(建設改良費)の増大などにより、経営を取り巻く環境が一層厳しさを増すと見込まれる中にあって、必要な投資財源を確保しつつ、水道事業を安定的に運営していくには、施設整備等に関する目標設定だけではなく、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に係る取組についても、より具体的に検討していく必要があります。

既経営戦略では、計画期間を平成30年度から令和9年度の10年間とし、経営審議会で毎年度、PDCAサイクルの中で事業の適切な進捗管理、検証や改善を行ってきました。

しかし、本市水道事業が供給する水の約8割は県営水道に依存しており、その県営水道が昨今、物価上昇も相まって様々な費用の増加の影響を受けて、水道料金を令和6年10月に1段階目の改定(値上げ)が行われ、令和8年4月に2段階目の改定(値上げ)が行われます。

また、安全で安心な水を安定して供給するため、令和6年能登半島地震を踏まえて地震防災対策の強化を図る必要があります。

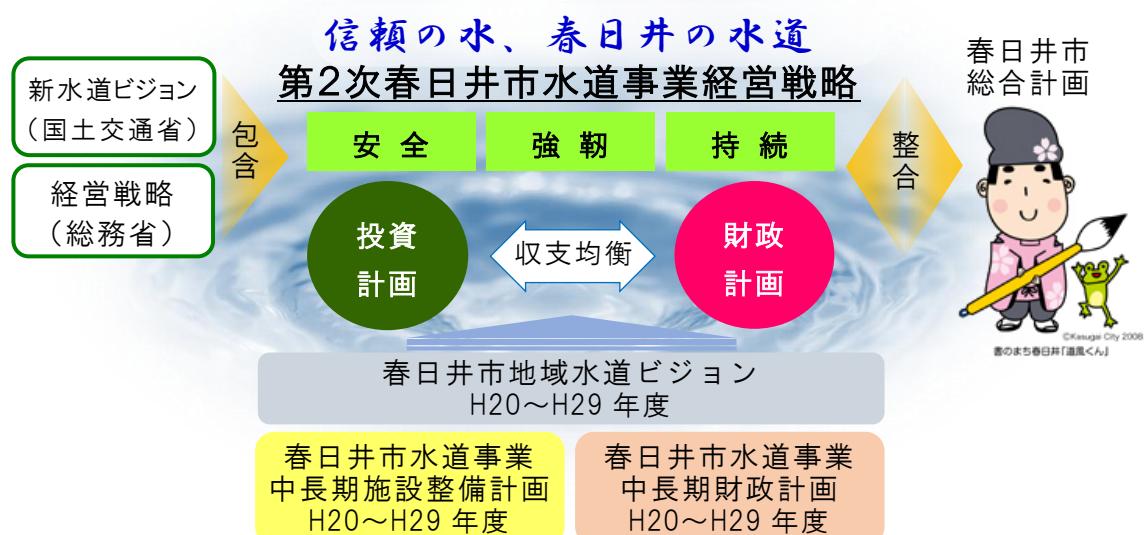
のことから、既経営戦略の計画期間中ではありますが、水道料金の在り方も踏まえ、第2次春日井市水道事業経営戦略(以下「第2次経営戦略」という。)として、改定を行うものです。

3 位置づけ

本市水道事業は、平成20年度より地域水道ビジョン、中長期施設整備計画及び中長期財政計画により事業を進めてきました。

平成29年度、この計画の終了に伴い、既経営戦略を策定しました。

既経営戦略は、「春日井市総合計画」との整合を図りながら、国土交通省が示す「新水道ビジョン」及び総務省が策定を求める「経営戦略」を包含したものであり、第2次経営戦略においても、水道事業を将来にわたり安定的に継続していくための、経営の基本計画として位置付けます。



4 計画期間

国の「経営戦略策定・改定ガイドライン(平成31年3月)」(以下「改定ガイドライン」という。)において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、投資・財政計画の期間は10年以上を基本とする」、さらに「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月)」において、改定について「N+5年度からの10年間について、改めて投資・財政計画をつくるとともに、収支均衡を図るための取組を必要に応じて追加、修正する」と示されていることから、計画期間は、令和8年度からの令和17年度までの10年間とします。



第2章 事業概要

1 事業の現況

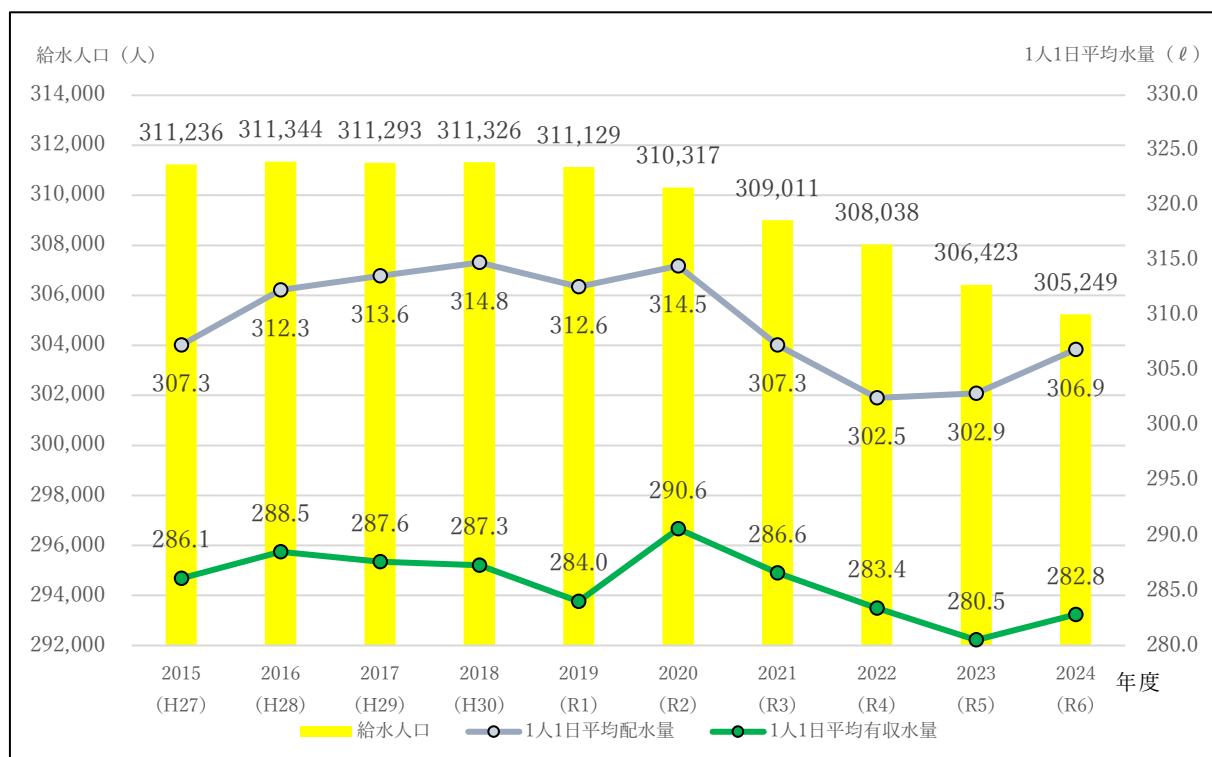
(1) 給水

本市水道事業では、有収水量の約9割を家庭用に配水しており、現在、人口が減少し始めていることや、節水機器の普及等により1人当たりの使用水量が減少していることから、配水量、有収水量はともに減少傾向にあります。

令和2年度は、配水量、有収水量ともに新型コロナウイルスの感染症の影響により、家庭内での水の使用量が増えたため増加しました。令和6年度は、リニア中央新幹線の工事が本格化したことなどにより、大口径の使用水量が増加したため、配水量、有収水量ともに増加しています。

供用開始年月日	昭和 32 年4月
計画給水人口	313,100 人
現在給水人口【R6 決算】	305,249 人
有収水量密度【R6 決算】	31,511 千 m ³ /7,370ha=4.28 千 m ³ /ha

【給水人口と1人1日平均水量の推移】



(2) 水道施設

本市水道事業は、7期にわたる拡張事業により給水区域を拡大してきました。

特に昭和50年代以降に、人口の急増に合わせ、急速に水道施設整備を行っており、当時整備した施設が、今後一斉に更新時期を迎えることになります。

また、この時期に整備した管路には、耐震性が不十分なものも見られます。このため、管路の計画的な更新及び耐震化に取り組むことも必要です。

水源		県水受水、地下水
施設数※	浄水場の数	2箇所
	配水場の数	15 箇所
管路延長【R6 決算】		1,357.22km
施設能力【R6 決算】		112,500 m ³ /日
施設利用率【R6 決算】		83.3%



水源から取水された水は、浄水場での処理を経て、水道水として各家庭などに配水されます。配水管理事務所では、24時間体制で水道の配水、水質管理に努めています。

(3) 水道料金

料金体系	基本料金(10段階の口径別) 従量料金(口径 13~25mm は6段階、口径 30~200mm は4段階の遡増制)
料金改定年月日	平成 26 年4月1日(値下げ) (消費税のみの改定は含まない)

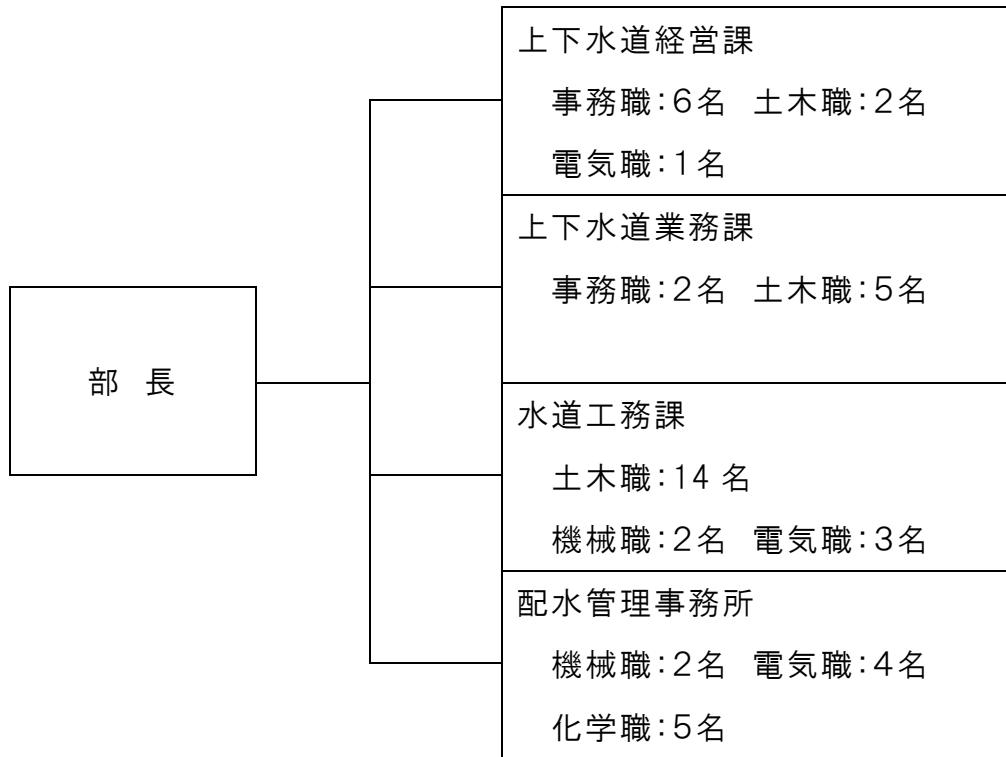
<料金表 1か月分(税抜)>

用途	口径(mm)	基本料金(円)	従量料金	
			水量(m ³)	料金(円)/m ³
一般用	13 20 25	750 1,070 1,970	1~10	19
			11~20	103
			21~30	138
			31~40	176
			41~50	210
			51~	237
湯屋用	30 40 50 75 100 150 200	3,460 6,440 9,700 24,390 41,760 95,040 153,600	1~50	210
			51~100	237
			101~200	242
			201~	254
			1~200	7
			201~	27
一時用	-	3,360	1~	254

(4) 組織

本市水道事業に係る業務を行う部署は、3課1事務所で職員数、職種等は次の図に示すとおりです。

【水道事業組織図(令和7年4月1日)】



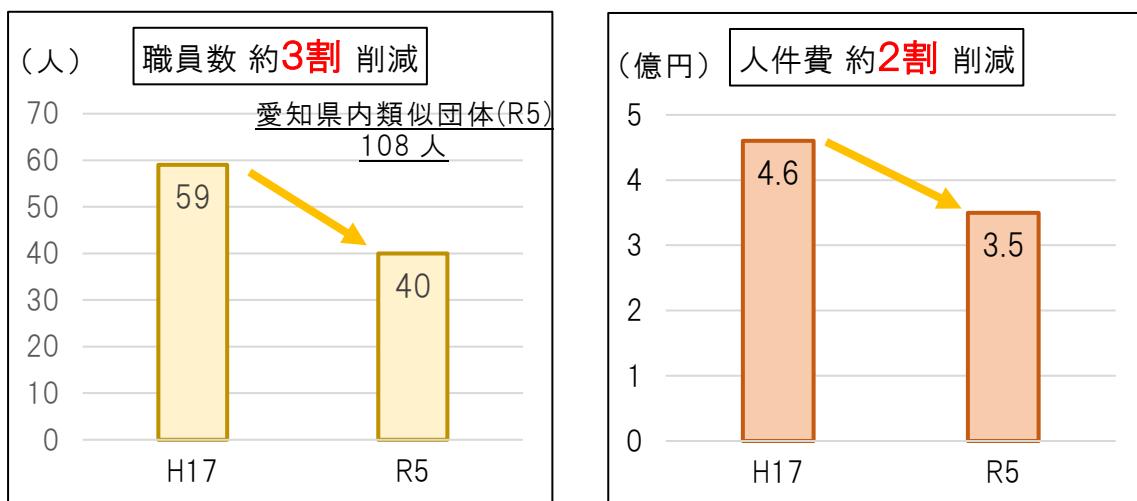
また、年齢構成については、次のとおりです。

	上下水道 経営課	上下水道 業務課	水道工務課	配水管理 事務所	合計
61歳～	0人	0人	0人	0人	0人
51～60歳	1人	1人	3人	3人	8人
41～50歳	5人	1人	4人	3人	13人
31～40歳	2人	2人	7人	4人	15人
～30歳	1人	3人	5人	1人	10人
合計	9人	7人	19人	11人	46人

2 これまでの主な経営健全化の取組

(1) 業務執行体制の適正化

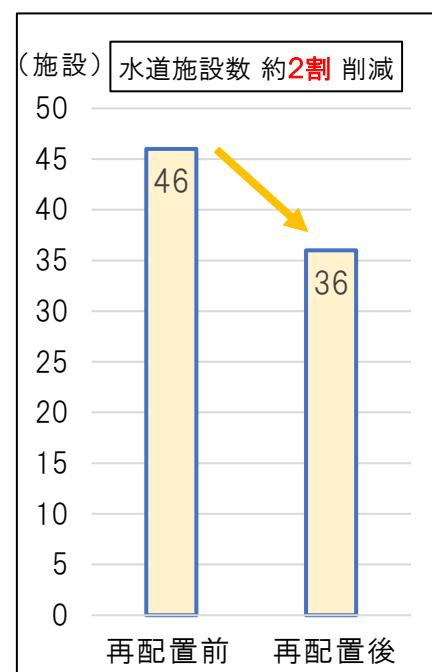
本市水道事業は、愛知県内の給水人口規模が30万人以上の末端給水事業者である類似団体と比較しても職員数が少ない中、水道部と下水道部を統合し、さらに水道と下水道の管理部門・窓口部門統合など、組織の再編等による業務効率化に努めてきました。



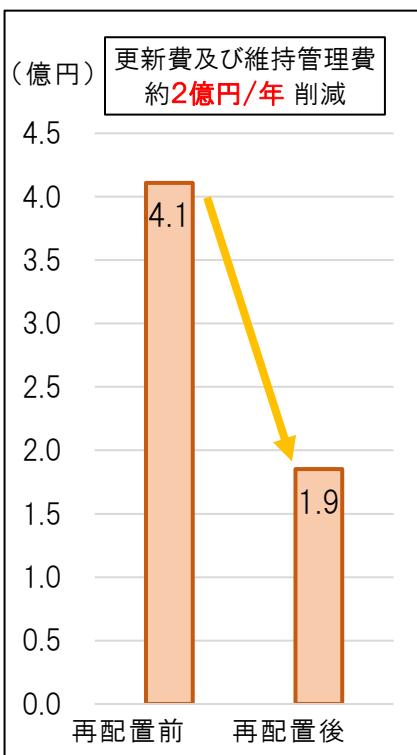
(2) 将来を見据えた適正な施設の再配置

既経営戦略策定から、施設の運用を見直し、送水場及びポンプ場等の統廃合を進めています。

	廃止年	施設名
1	H30	廻間送水場(廻間第1水源)
2	H30	廻間第2水源
3	H30	廻間第3水源
4	H30	廻間第4水源
5	H30	廻間第5水源
6	H30	廻間配水場
7	H30	神屋ポンプ場
8	H30	廻間加圧ポンプ場
9	R2	玉野ポンプ場
10	R2	高蔵寺中区滅菌室



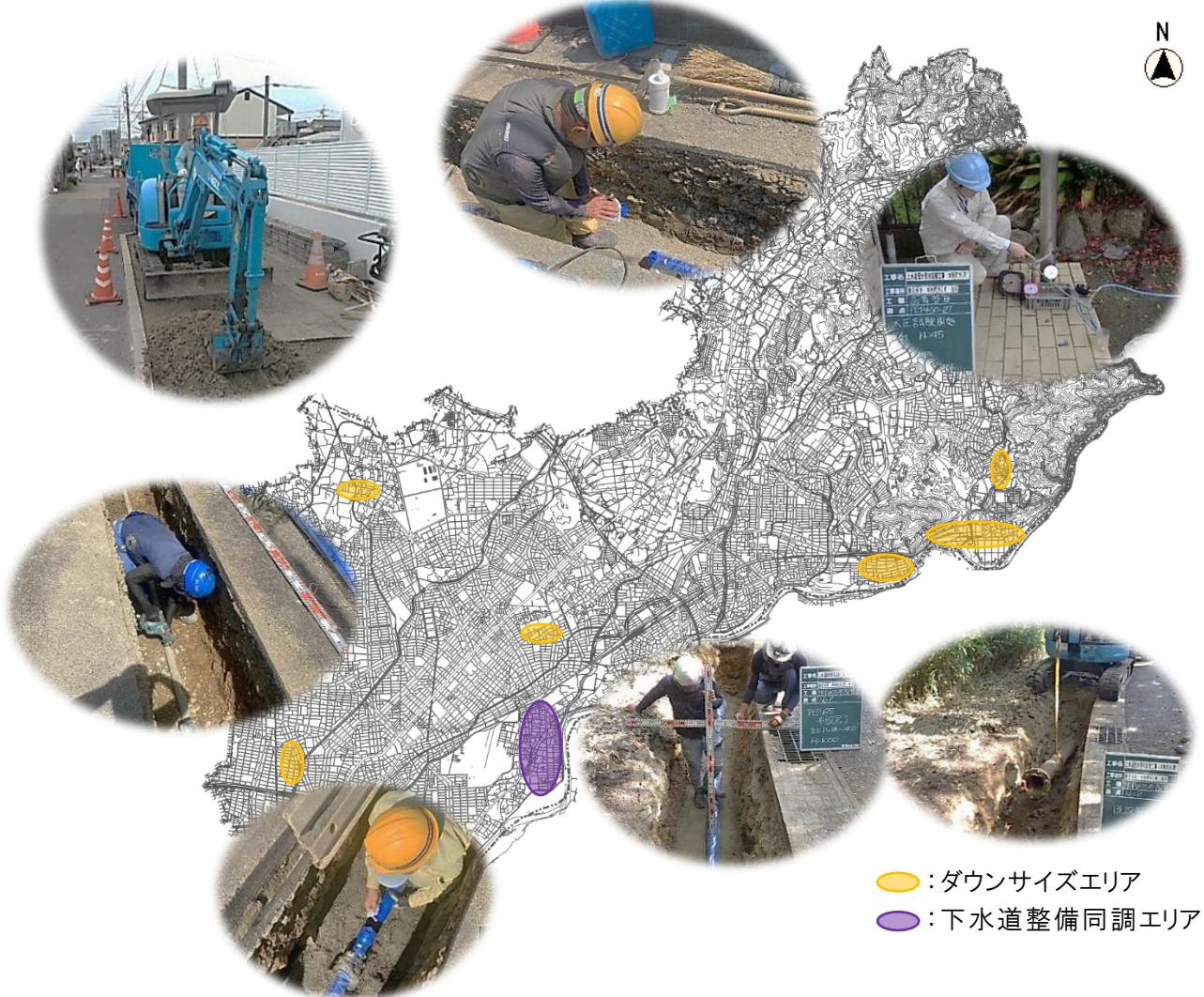
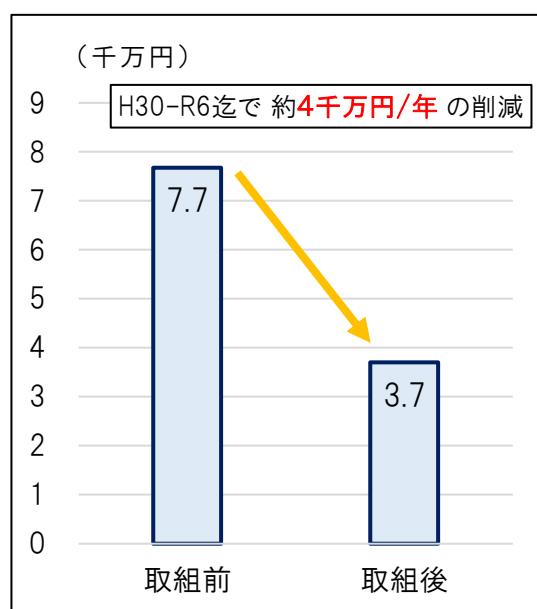
また、施設の統廃合を進めることによるダウンサイ징等により、現状のまま更新を行うより、更新費及び維持管理費の削減を図っています。



	対応年	内 容
1	H30～	廻間送水場を廃止し、県水を購入
2	R1～	東山ポンプ場の新設に伴い、東神明配水場の更新を縮小し、非耐震化路線の耐震化ルートを短縮
3	R3～	配水ルート変更に伴う玉野ポンプ場の廃止
4	R3～	残塩計を中区配水場へ統合することによる中区滅菌室の廃止
5	R5～	県水受水ポンプ場の機能縮小
6	R7～	中央監視室のベンダーロックインの解除

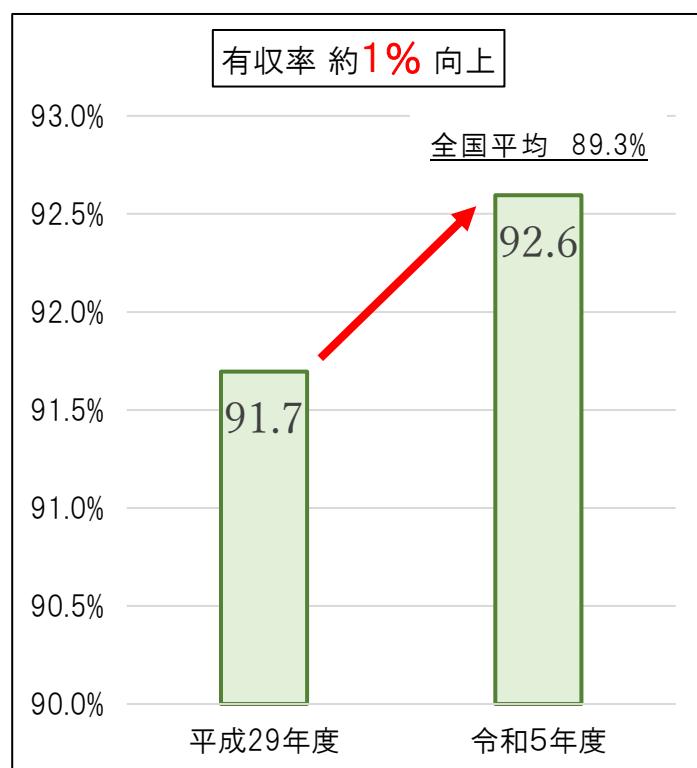
(3) 効率的な管路整備

老朽管更新事業において、対象地区の水需要を勘案し、現状過大な管径を適正な管径にダウンサイジングすることや、下水道整備と合わせて布設替えを行うことにより、舗装復旧費の削減を行っています。



(4) 適正な維持管理

浄水場や配水場から供給された水量(配水量)に対して、実際に水道料金として収入になった水量(有収水量)の割合を有収率と言います。数値が高いほど無駄なく水道水を供給できていることを意味しており、漏水調査規模拡大と早期修繕により、有収率の向上に努めています。



(5) 収益の確保

水道施設の用地の一部について、駐車場などで貸し付けることにより収益化を図っています。

また、旧水道施設の未利用地について、今後の活用方法を検討するにあたり、ホームページにて活用希望者及びアイデア募集をするなど、積極的に保有資産の有効活用を推進し、収益の確保に努めています。

【ホームページ掲載バー】



市 HP にて詳細を確認できます。

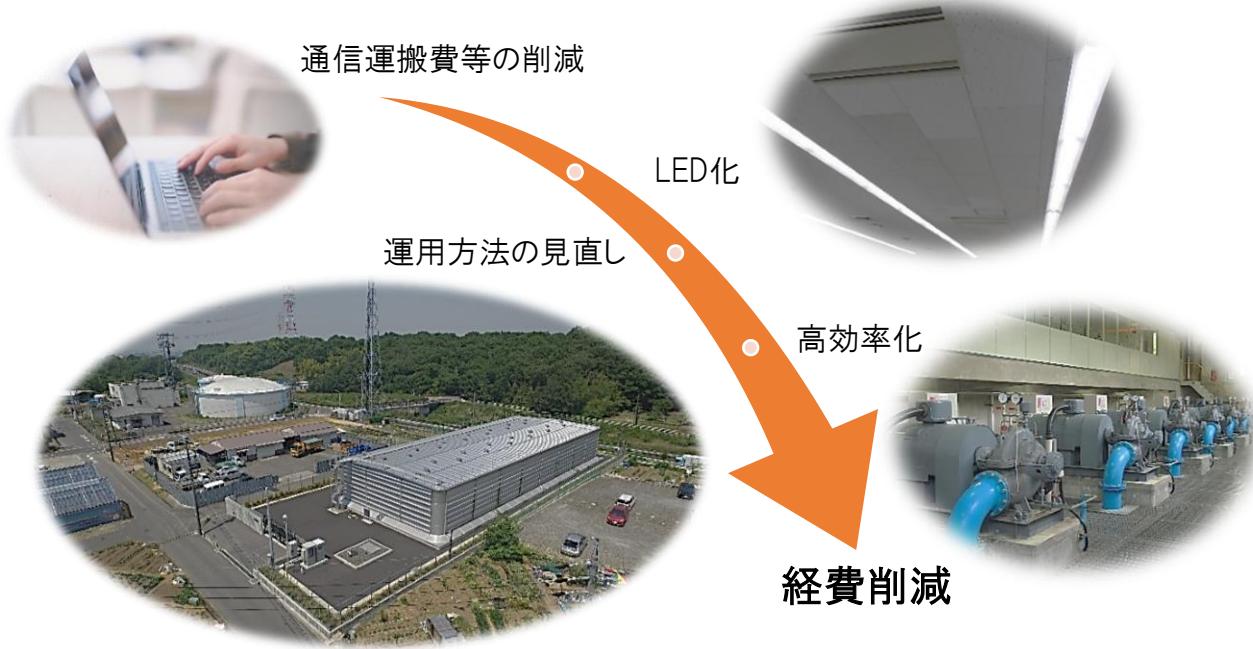


(6) 経費(その他)の削減

本市水道事業では、浄水場やポンプ場などの運転に多くの電力を使用するため、高効率モーターやLED照明などの高効率機器を導入や浄水施設や配水施設の運用方法の見直しを行い、省エネルギー化を推進しています。

また、地域の電力の安定供給にも貢献するため、送水ポンプの運転時間帯を調整し、電力のピーク需要を抑制するデマンドレスポンスを実施しています。

その他、水道料金の口座振替済通知書の廃止を行うなど、通信運搬費及び印刷製本費の削減に努めています。



(7) 広域化

経営基盤の強化や経営の効率化を図ることを目的として、愛知県が主催する「愛知県水道広域化研究会議」への参加や一宮市との「水質検査の相互協力に関する協定書」に基づき、緊急時の水質検査について相互協力をっています。



3 現状分析

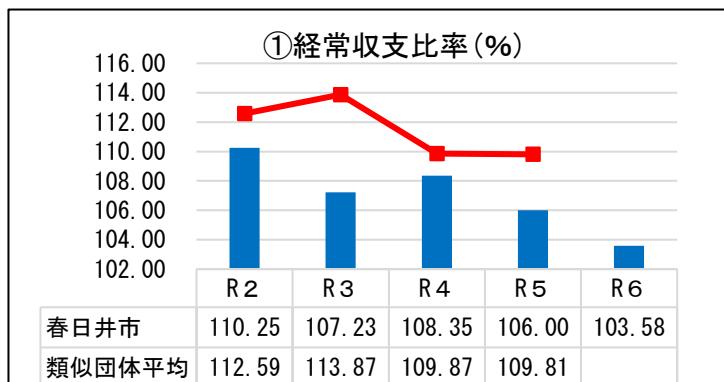
水道事業は、地方公営企業として、料金収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。将来にわたり、安全で安心な水を安定して供給し続けるには、現状分析を行い、課題を把握する必要があります。

そのため、総務省の経営比較分析表や既経営戦略の計画指標により現状分析を行いました。

(1) 経営比較分析表を活用した現状分析

ア 経営の健全性・効率性 (グラフ凡例 春日井市 ■ 類似団体平均 ■)

① 経常収支比率



給水収益等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上の場合は経常黒字を、100%未満の場合は経常赤字を表します。

$$\text{経常収支比率(%)} = \frac{\text{経営収益}}{\text{経営費用}} \times 100$$

本市水道事業は、類似団体平均と比較すると低い水準となっており、100%は保っているものの、給水人口の減少や1人当たりの水需要の減少による経常収益の減少や物価高騰等による経常費用の増加により比率は低下傾向にあります。

② 累積欠損金比率

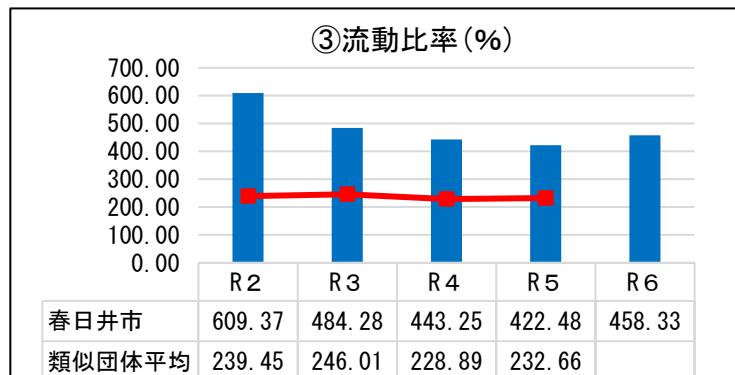
②累積欠損金比率(%)					
	R2	R3	R4	R5	R6
春日井市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のことで、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

$$\text{累積欠損金比率(%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

本市水道事業は、平成25年度に累積欠損金を解消して以降は、発生ていません。

③ 流動比率

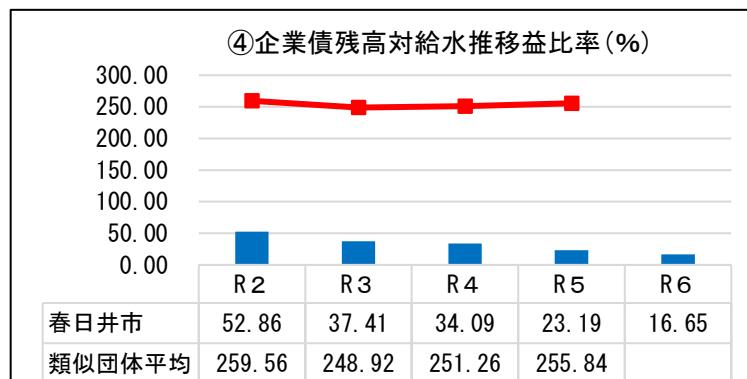


短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。

$$\text{流動比率(%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

本市水道事業は、類似団体平均を上回っており、短期的な債務に対する支払能力を確保できています。

④ 企業債残高対給水収益比率

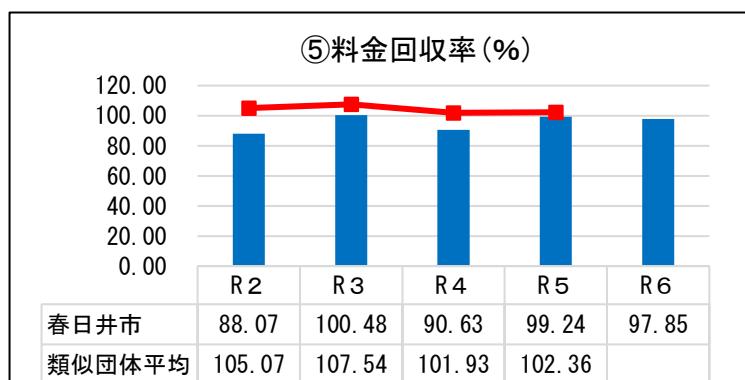


給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、といった分析を行い、適切な数値となっていることが求められます。

$$\text{企業債残高対給水収益比率(%)} = \frac{\text{企業債現在高の合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

本市水道事業は、平成13年度以降、新たに企業債の借入を行っていないため、類似団体平均より下回っています。

⑤ 料金回収率



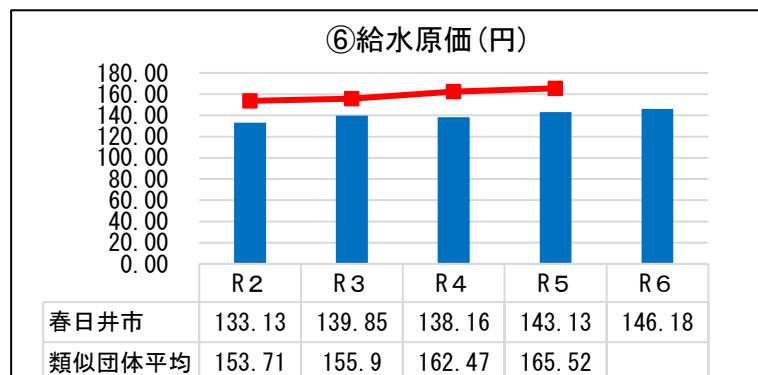
給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することができます。供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以

外の収入で賄われていることを意味します。

$$\text{料金回収率(%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

本市水道事業は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援対策、令和4年度に物価高騰の支援対策として水道料金の基本料金を免除したことにより、給水収益が減少したため低くなっています。その他の年度は、令和3年度は概ね100%でしたが、令和5年度からは、物価高騰等に伴う費用の増加により、100%を下回っています。

⑥ 給水原価

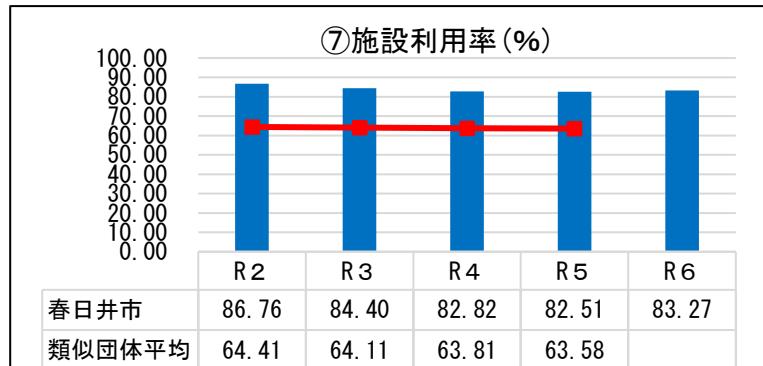


有収水量1m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。明確な数値基準はありませんが、現状を分析し適切な数値となっていることが求められます。

$$\text{給水原価(円)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}} \times 100$$

本市水道事業は、類似団体平均を下回っていますが、給水人口の減少や1人当たりの水需要の減少等に伴い有収水量が減少傾向で、物価高騰等の影響で費用が増加傾向であるため、年々増加傾向で推移しています。

⑦ 施設利用率

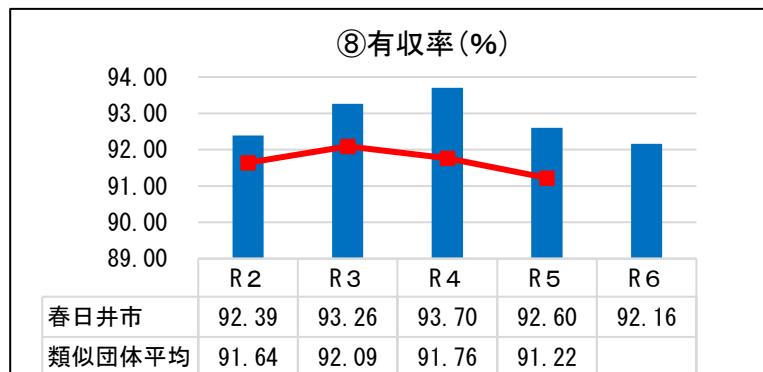


1日配水能力に対する1日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。ただし、数値が高すぎると、余力が少なく突発的な水需要に対応出来なくなることから安定供給という観点から問題になります。

$$\text{施設利用率(%)} = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

本市水道事業は、8割が県水からの受水となっていることから、類似団体を上回っており、高い値で安定しています。

⑧ 有収率



施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標で、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。

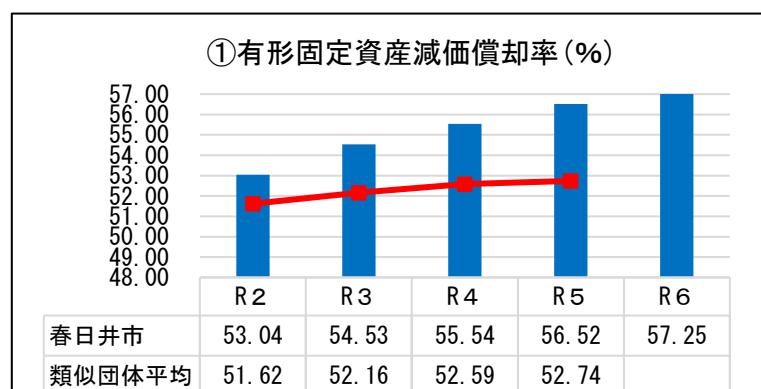
$$\text{有収率(%)} = \frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$$

本市水道事業は、計画的に区域ごとで、漏水調査を行い、収益に結びつかない漏水による水量の軽減に努めることにより、類似団体の平均値を上回っています。

イ 老朽化の状況

(グラフ凡例 春日井市 ■ 類似団体平均 ■)

① 有形固定資産減価償却率

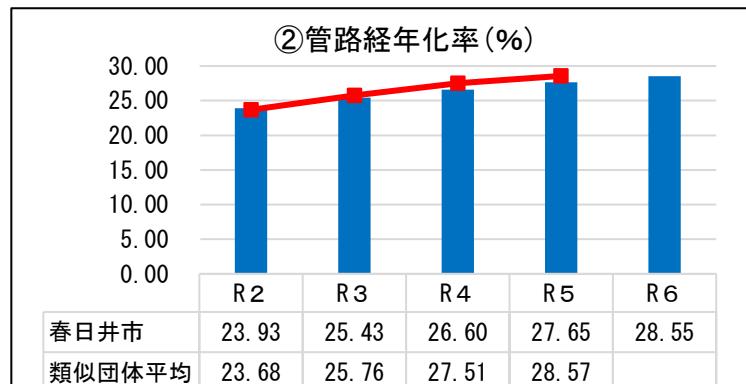


有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。明確な数値基準はありませんが、一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

$$\text{有形固定資産減価償却率(%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価}} \times 100$$

本市水道事業は、償却対象資産の減価償却が進み、類似団体と比べ、法定耐用年数に近い資産が多くなっています。

② 管路経年化率

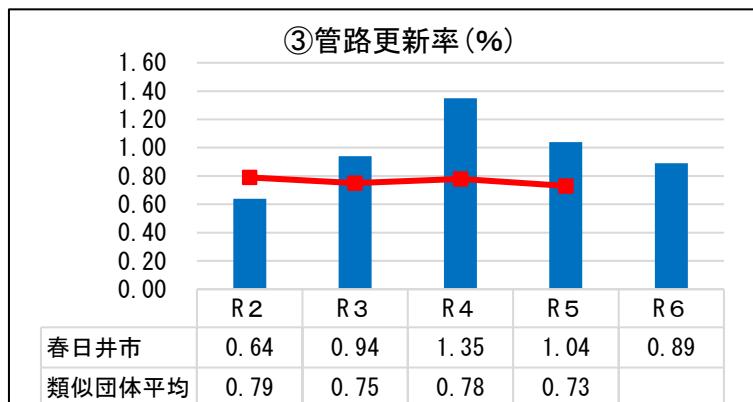


法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。明確な数値基準はありませんが、一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

$$\text{管路経年化率(%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

本市水道事業は、法定耐用年数を経過した管路が増加し、上昇傾向で推移し、類似団体と同程度となっています。

③ 管路更新率



当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。明確な数値基準はありませんが、全ての管路の更新に何年かかるか推測できる指標となります。

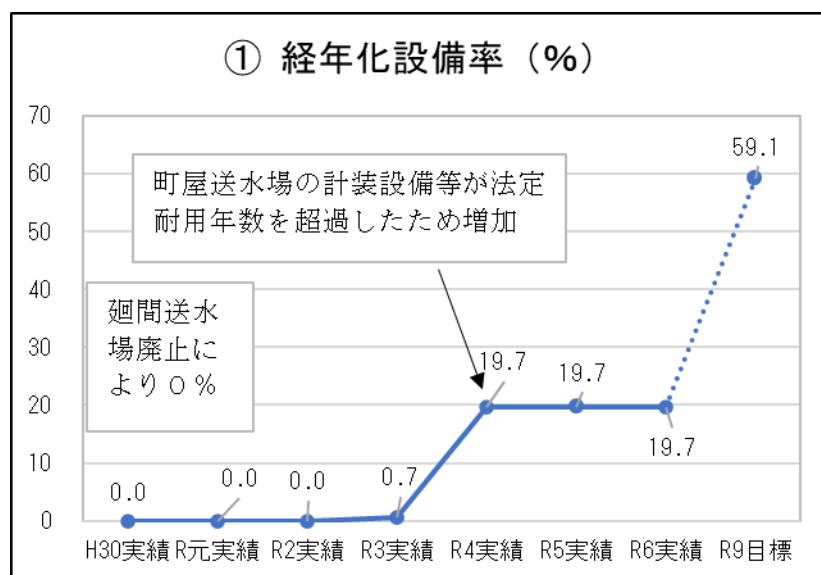
$$\text{管路更新率(%)} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

本市水道事業は、口径の大きさ等により工事費に違いがあり、大口径の管路を行う年度は、管路延長が短くなるため、更新率に前後がありますが、概ね類似団体を上回るペースで管路の更新を進めています。

(2) 既経営戦略の現状分析

ア 水道施設の計画的更新

① 経年化設備率

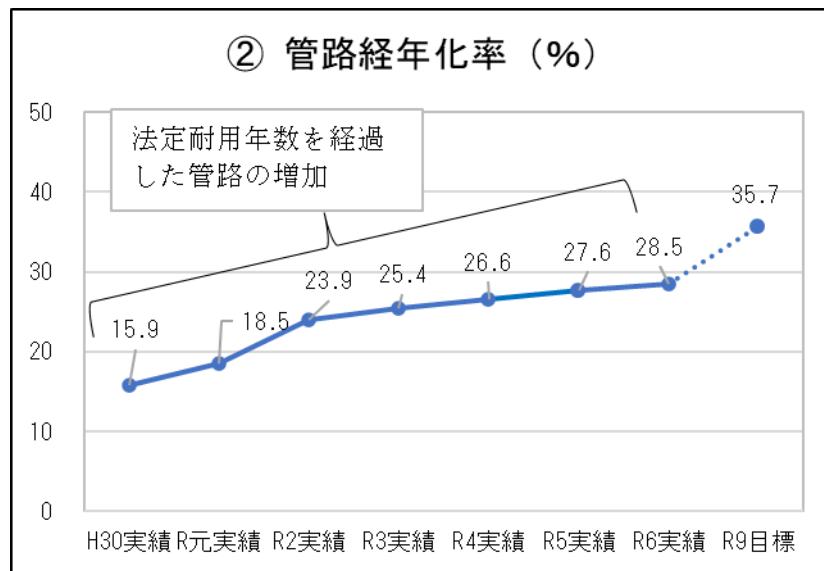


浄水場内の法定耐用年数を経過した電気・機械設備の割合を表す指標で、浄水場内の設備の老朽化度合を示しています。明確な数値基準はありませんが、一般的に数字が高い場合は、法定耐用年数を経過した設備を多く保有しており、設備の更新等の必要性を推測することができます。

$$\text{経年化設備率(%)} = \frac{\text{経年超電気・機械設備数}}{\text{設備総数}} \times 100$$

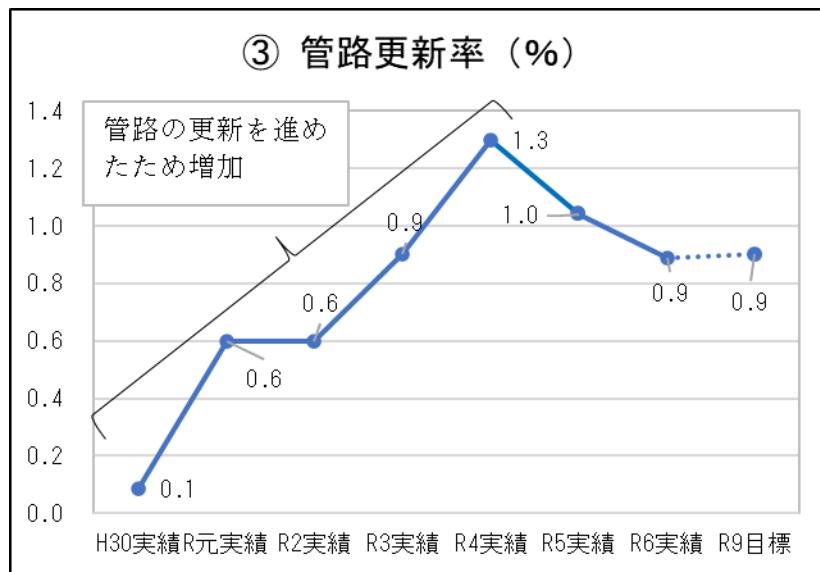
本市水道事業は、耐用年数で算出した経年化設備率での数値は上昇していますが、計画通り推移しています。

② 管路経年化率



法定耐用年数で算出した管路経年化率は上昇傾向にありますが、計画通り推移しています。

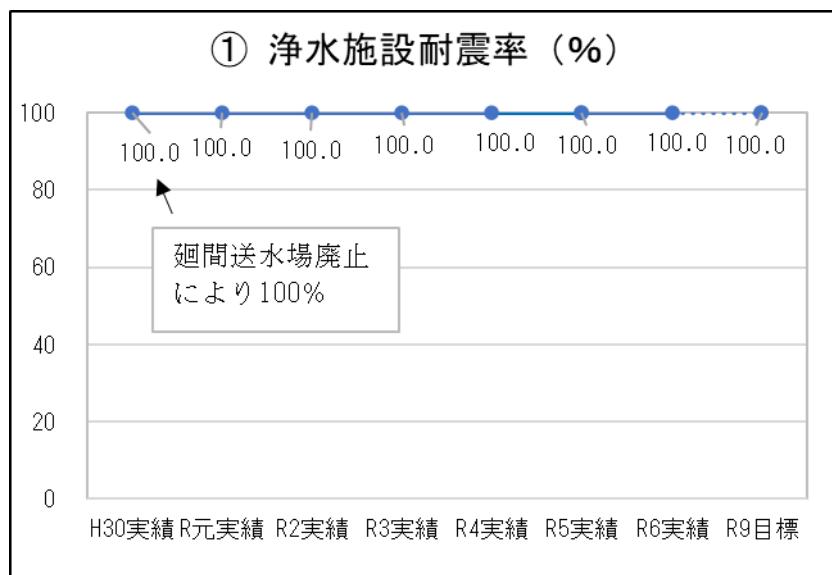
③ 管路更新率



目標値を超える値で計画的に管路の更新を進めています。

イ 水道施設の耐震化

① 浄水施設耐震率

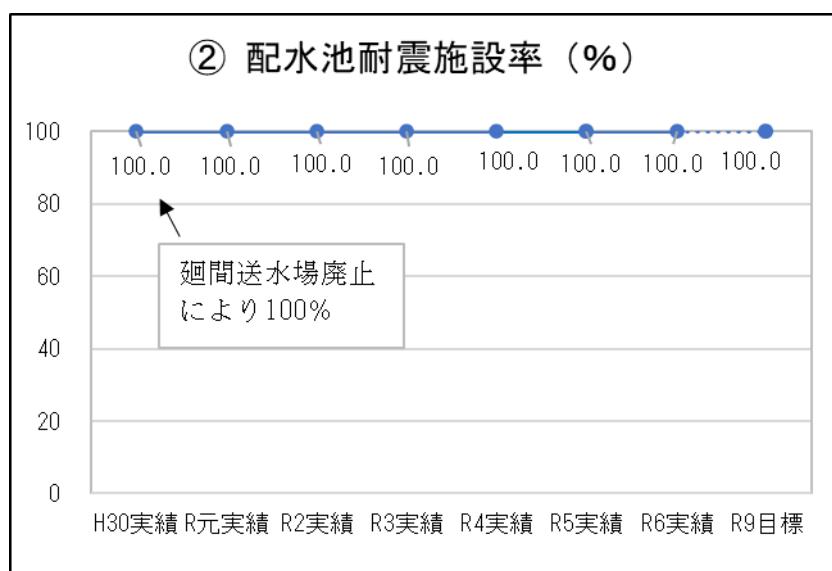


耐震対策の施されている浄水施設能力の割合で、災害に対する浄水処理機能の信頼性・安全性を表す指標です。数値は高いことが望まれます。

$$\text{浄水施設耐震化率(%)} = \frac{\text{耐震対策の施されている浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$$

本市水道事業は、既に浄水施設の耐震化を終えています。

② 配水池耐震施設率

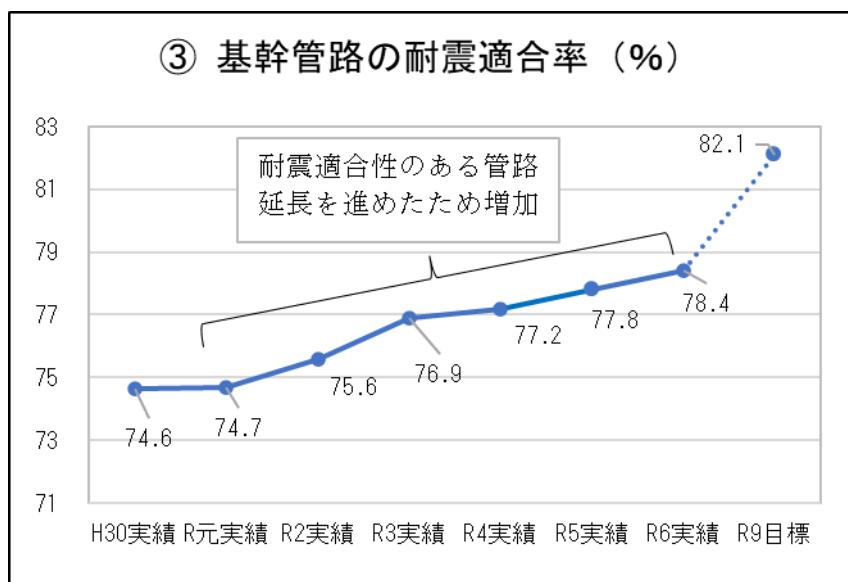


耐震対策の施されている配水池容量の割合で、災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標です。数値は高いことが望されます。

$$\text{配水池耐震施設率(%)} = \frac{\text{耐震対策の施されている配水池有効容量}}{\text{配水池有効容量}} \times 100$$

本市水道事業は、既に配水池の耐震化を終えています。

③ 基幹管路の耐震適合率

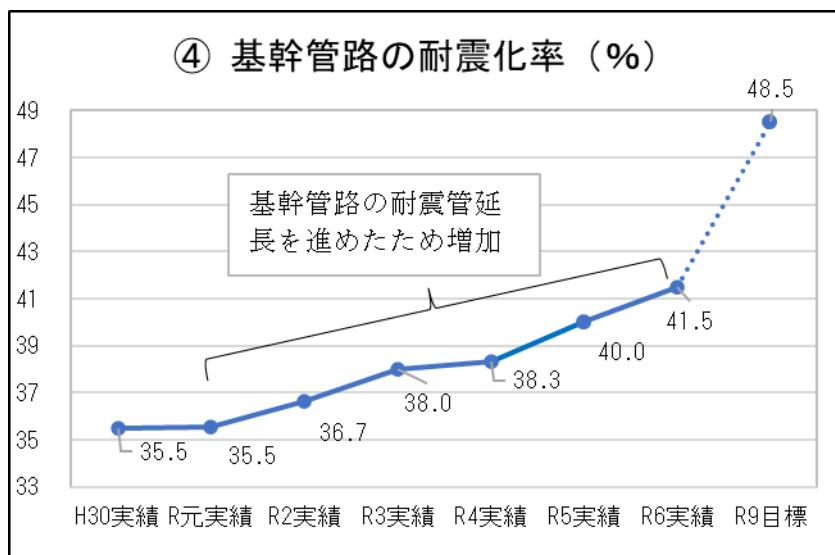


耐震管以外でも、地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる基幹管路の割合で、数値は高いことが望されます。

$$\text{基幹管路の耐震適合率(%)} = \frac{\text{耐震適合性のある管路延長}}{\text{基幹管路の延長}} \times 100$$

本市水道事業は、計画どおりに推移しており、目標値を達成できる見込です。

④ 基幹管路の耐震化



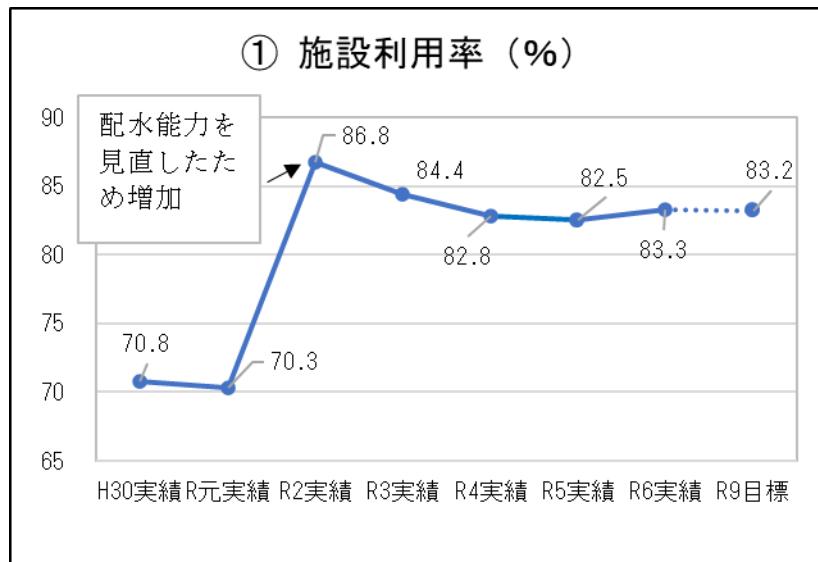
基幹管路の延長に対する耐震管の延長割合で、災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す指標です。数値は高いことが望まれます。

$$\text{基幹管路の耐震化率(%)} = \frac{\text{基幹管路の耐震管延長}}{\text{基幹管路の延長}} \times 100$$

本市水道事業は、目標値に近い値で基幹管路の耐震化を進めています。

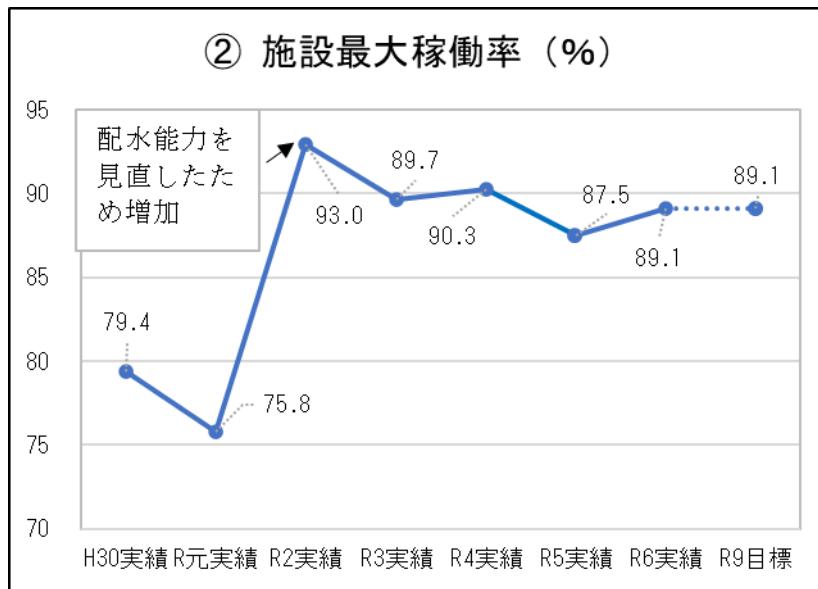
ウ 将来を見据えた適正な施設の検証

① 施設利用率



目標値に近い値で推移しています。

② 施設最大稼働率



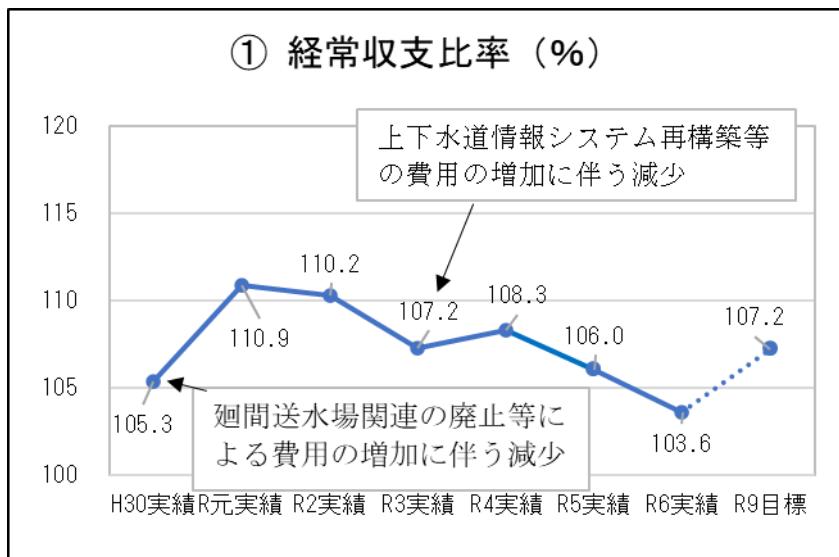
施設能力に対する一日最大配水量の割合で、水道施設の効率性を表す指標です。数値が高いほど施設が有効活用されていることとなります。100%に近い場合は、安定的な給水に問題があるとされています。

$$\text{施設最大稼働率(%)} = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

本市水道事業は、目標値に近い値で推移しています。

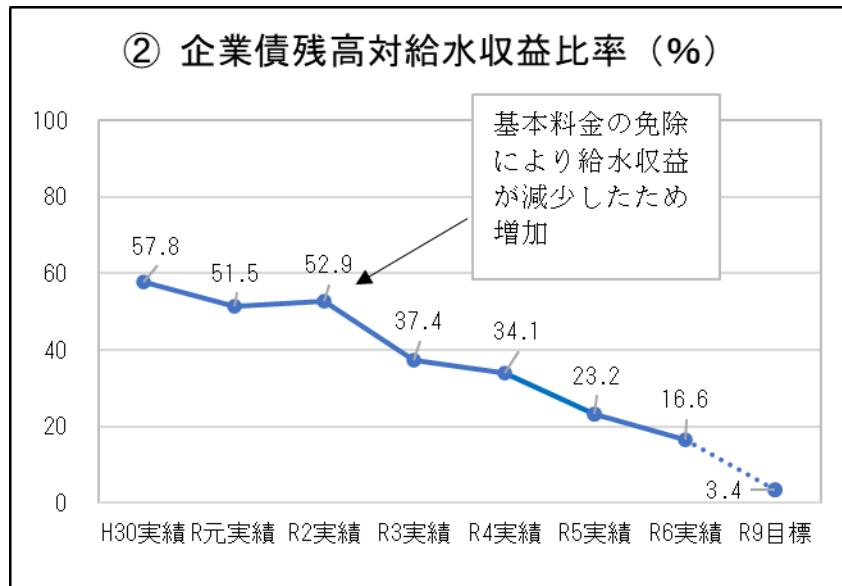
エ 収益の確保と経費の削減

① 経常収支比率



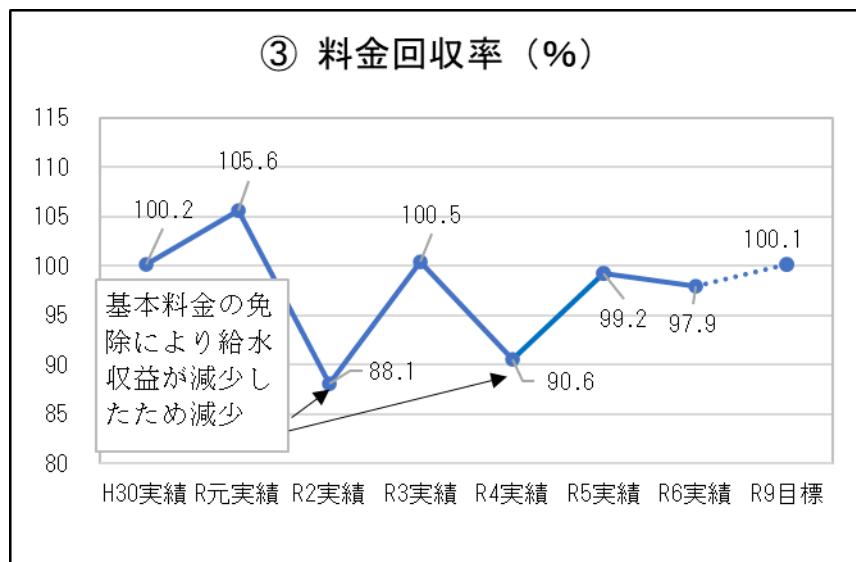
資産減耗費やシステム更新等の経常費用の増加等を除き、給水人口や1人当たりの水需要が減少により経常収益が減少傾向で、物価高騰等により経常費用が増加傾向であるため、年々低下しており、令和6年度実績は、目標年度の令和9年度の数値を下回っています。

② 企業債残高対給水収益比率



平成13年度から令和6年度まで新たな企業債の借入を行っていないため、減少しています。令和9年度まで企業債の借入を行わなければ目標値となる見込みです。

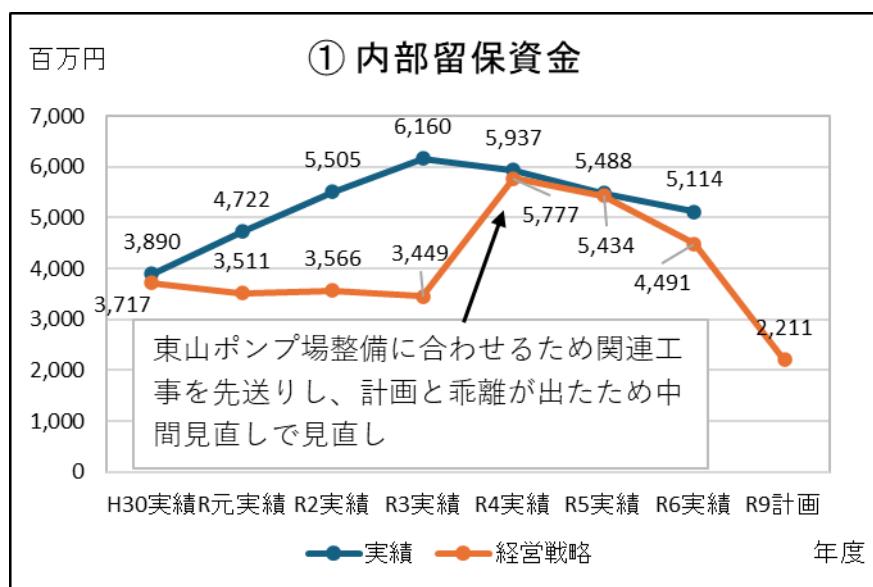
③ 料金回収率



令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援対策、令和4年度に物価高騰の支援対策として水道料金の基本料金を免除したことにより、給水収益が減少したため低くなっています。全体的に減少傾向で令和5年度からは、給水人口の減少や1人当たりの水需要の減少等に伴う収入の減少、物価高騰等に伴う費用の増加により、100%を下回っており、令和9年度の目標値を下回っています。

才 財政計画との比較

① 内部留保資金



内部留保資金は、既経営戦略の中間見直前は、東山ポンプ場整備に合わせるため関連する工事を先送りしていたため、計画と乖離が生じていましたが、見直後は、概ね計画どおり財源の確保ができます。令和6年度については、継続事業等の工事の繰越しが多く、建設改良費が予定よりも減少したため、内部留保資金の減少が抑えられています。

(3) 現状分析から見える課題

令和6年度までの経営比較分析表を活用した現状分析では、「ア 経営の健全性・効率性」のうち①経常収支比率と⑤料金回収率において、類似団体平均を下回っている状態にあります。また、「イ 老朽化の状況」のうち、①有形固定資産減価償却率では、類似団体平均と比べて老朽化が進んでいる状況にあります。

また、既経営戦略の目標値との比較では、「エ 収益の確保と経費の削減」のうち①経常収支比率や③料金回収率において、給水人口や1人当たりの水需要の減少により収益が減少傾向で、費用については物価高騰等により増加傾向にあるため、令和6年度実績は令和9年度目標を下回っており、特に③料金回収率は 100%を下回り、水道料金で必要経費が賄えていない状況に陥っています。

「オ 財政計画との比較」の①内部留保資金の令和6年度実績は、既経営戦略の見込みを上回っていますが、一部工事の予算が後年度に繰り越されたため、その影響を除けば概ね計画どおりとなっています。しかしながら、人口減少などに伴う給水収益の減少や、物価上昇に伴う費用の増加は今後も続くものと考えられることから、経常収支比率や料金回収率は更に悪化することが見込まれます。この場合、水道施設更新の源泉となる内部留保資金の確保が難しくなることを意味しますが、その一方で有形固定資産減価償却率や管路経年化率は年々増加することが見込まれることから、その更新のための財源が必要となります。

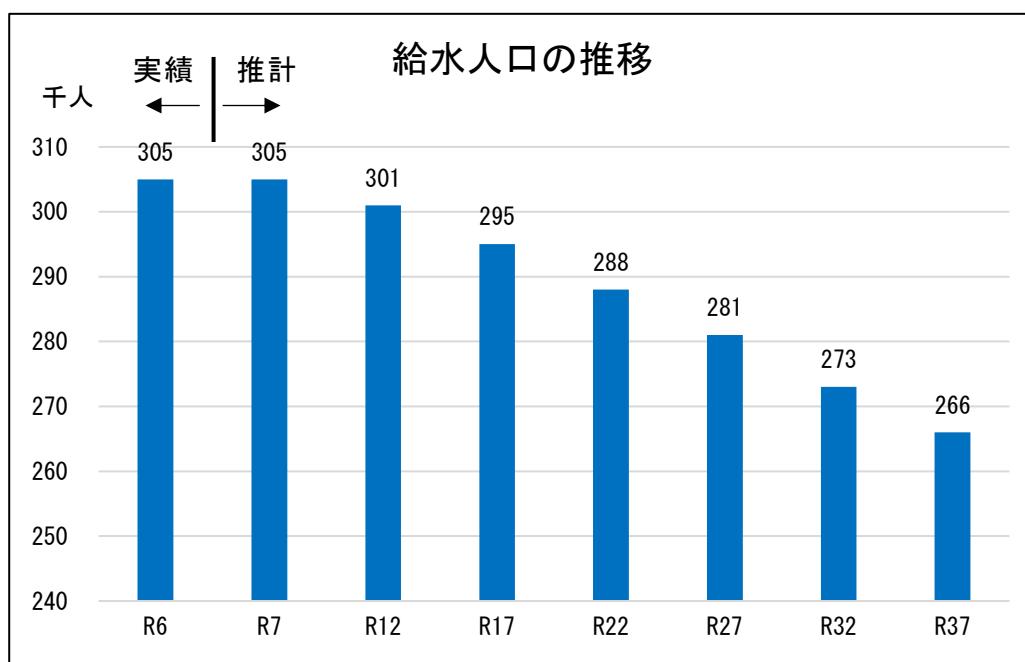
本市水道事業が将来にわたり安全で安心な水を安定して供給を継続していくためには、これらの課題を解決し安定した経営基盤を持続する必要があることから、将来的な事業環境を見据えた本市水道事業の方針を定め、新たな投資試算に基づいた財源確保の検討を行い、投資・財政計画の見直しを行います。

第3章 将来の事業環境

1 給水人口の予測

本市水道事業は、普及率が100%であるため、人口の増減がそのまま給水人口に影響します。「国立社会保障・人口問題研究所」の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」結果の概要によると、日本の総人口は、令和2年から50年後には、7割に減少すると推計されています。

本市の人口も減少傾向であり、今後も減少していくことが見込まれます。

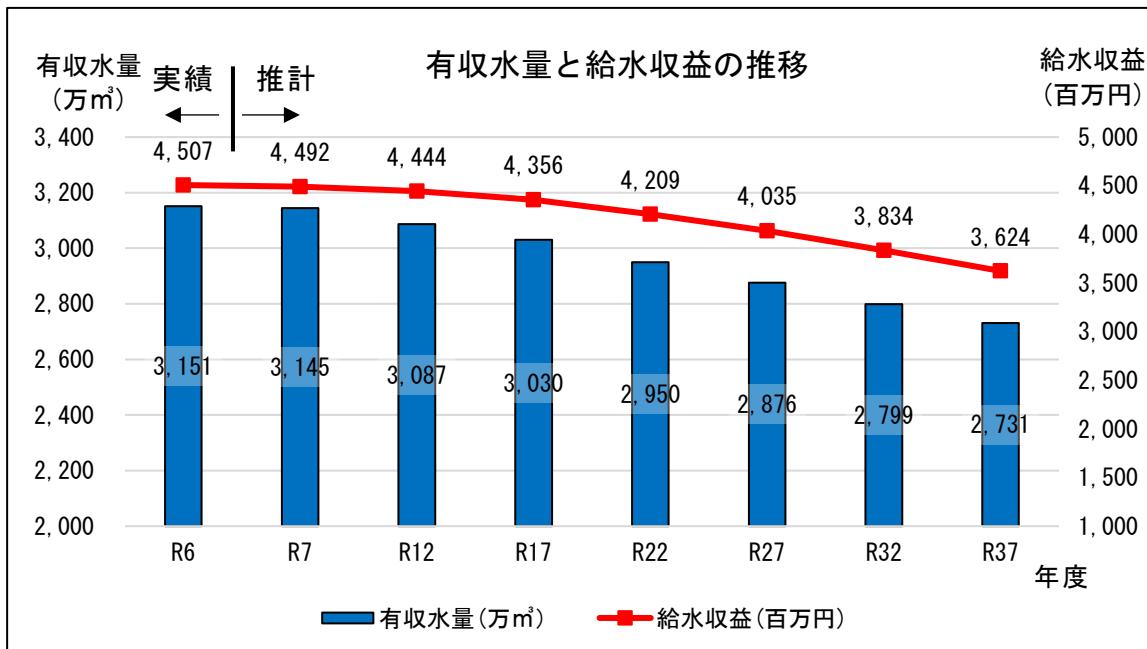


※ 令和6年度は実績、令和7年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に推計

2 有収水量と給水収益の見通し

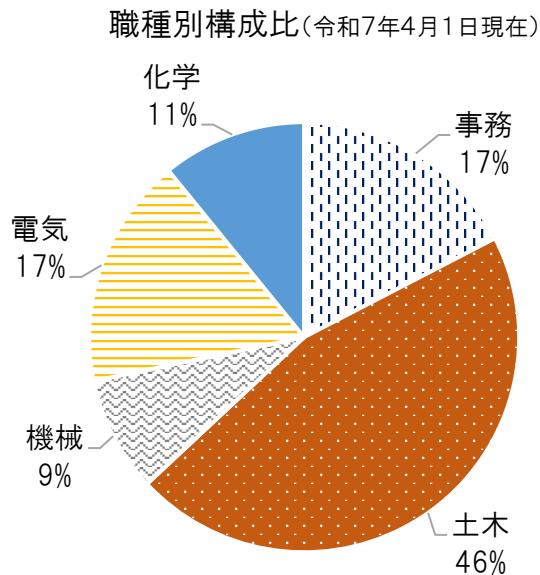
有収水量は、人口減少や水需要の低下により年々減少していく見込みとなっており、それに伴い、給水収益も減少していく見込みです。

また、今後は、水道施設の更新や物価高騰などにより、費用も増加していくことが見込まれるため、経営状況が厳しくなることから、水道料金の改定の検討を含め財政計画の見直しが必要となります。



3 組織の見通し

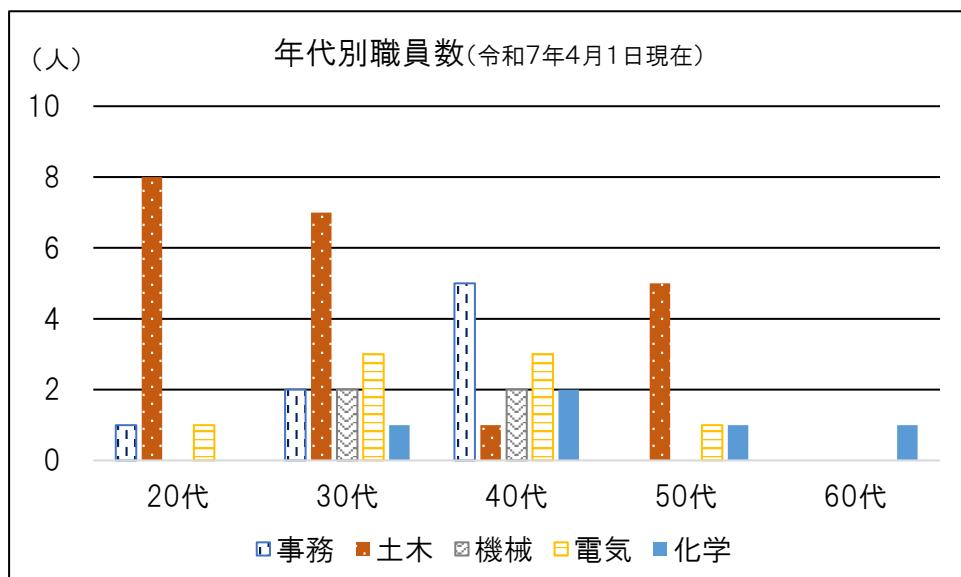
本市水道事業には、令和7年4月1日現在、46人の職員がいます。内訳は事務職員が8人、技術職員が38人の構成になっています。



このうち、技術職員の年齢構成は、土木職員では20代が最も多く、次いで30代、50代が多い状況となっています。

しかし、機械・電気等職員は20代が少なく、次世代を担う若手職員の割合が低くなっています。知識や技術の継承が課題となっている中、更新需要の増加等により、職員1人当たりの業務量が増加していくことも想定されます。

今後は、市全体の取組の中で、効果的な人事配置への要望を行うことにより、定員数の適正化やバランスの取れた業務体制の構築を促進する必要があります。



第4章 経営の基本方針

1 事業の基本方針

本市水道事業は、安全で安心な水を適正な料金で、継続して供給する使命があります。そのためには、徹底した効率化、健全化を図っていかなければなりません。

これは持続可能な開発目標(SDGs)と通じるものがあり、本市水道事業のすべての施策の共通目標として推進します。

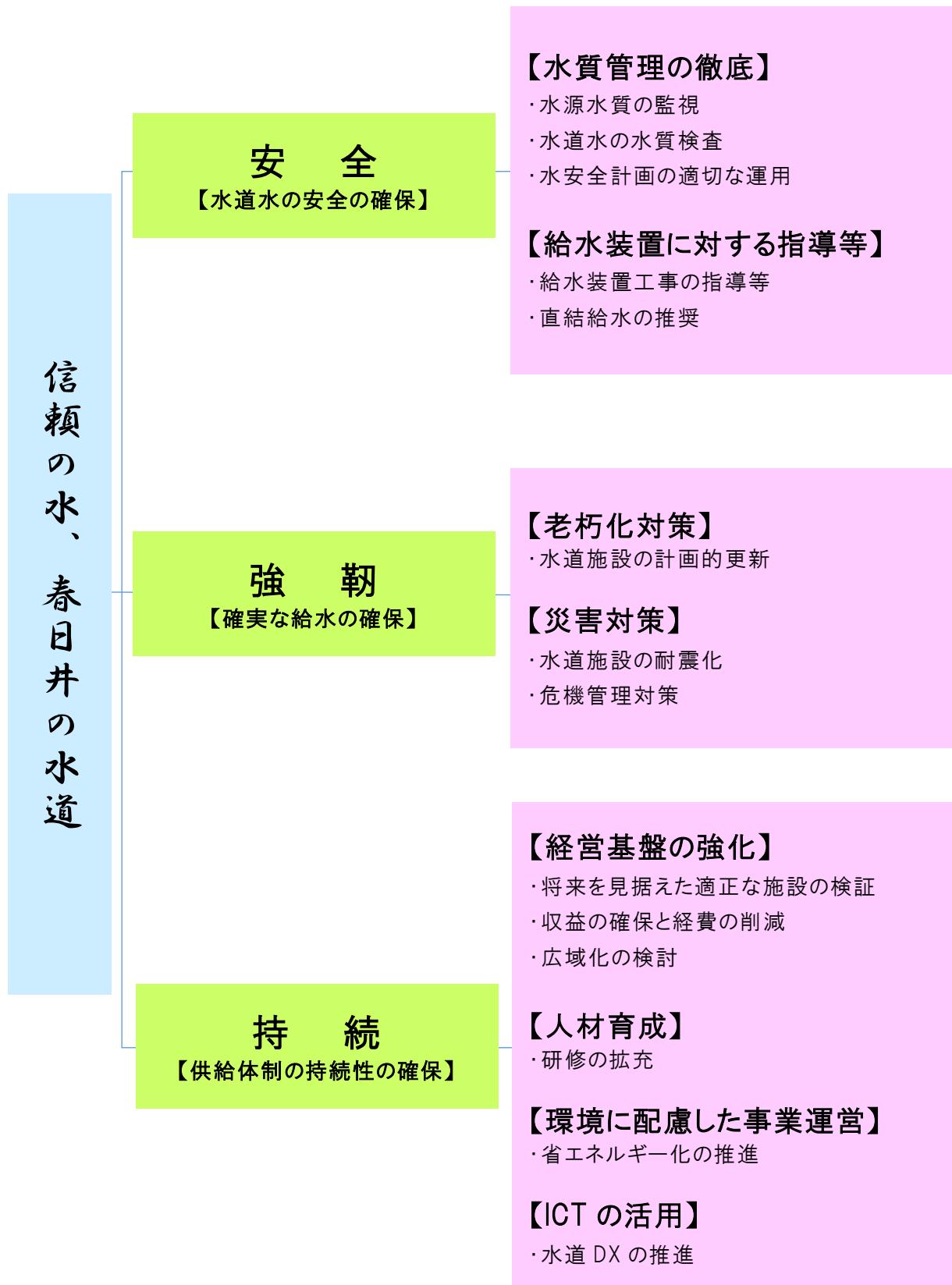
■関連性の高い目標



また、厚生労働省が平成25年3月に策定した「新水道ビジョン」の基本理念である「地域とともに、信頼を未来へつなぐ日本の水道」を実現するために、「地域水道ビジョン」で目指す将来像「信頼の水、春日井の水道」を基本方針とします。

2 施策体系

基本方針「信頼の水、春日井の水道」を実現するため、新水道ビジョンで示されている「安全」「強靭」「持続」の観点から施策体系を次のとおりとします。



3 今後の取組

(1) 安全【水道水の安全の確保】

① 水質管理の徹底

水源水質の監視



深井戸を自己水源としていることから、水質検査計画に基づき適切な頻度で井戸水の水質確認を行っています。今後も、水源周辺の状況や水質検査の結果を踏まえた水質検査計画の見直しを年度毎に行い、公表します。

また、水質監視装置による濁度及びpH値の連続監視などを行い、突発的な水質異常の早期発見に努めます。



水道水の水質検査



県から受水する水道水に自己水源をブレンドしていることから、安全で安心な水を供給するため、水質検査計画に基づき適切な頻度及び箇所で、自己検査による水質検査を行い、その結果を定期的に公表しています。

今後も、水質検査技術を向上し、検査機器を適正に管理することで、水質検査の精度を維持していきます。



水安全計画の適切な運用



水源から家庭の蛇口まで、悪影響を及ぼす可能性のある全ての要因と影響範囲をあらかじめ調査し、管理対応していく方法を整理した水安全計画により、水道水質のマネジメントに取り組んでいます。

今後も、水質検査の結果や水道施設の更新情報をフィードバックするなど、PDCAサイクルによる見直しを行い、適切に運用していくことで、安全・安心でおいしい水を供給していきます。

② 給水装置に対する指導等



給水装置工事の指導等

給水装置工事は、給水管の取り出し等で配水管を損傷させないこと、利用者に不具合が生じないこと、水道水の水質の確保が確実で公衆衛生上の問題を起こさないこと等の観点から、適正に施工されなければなりません。

このため、給水装置設計施行指針に基づき、給水装置工事の設計と施工が適正に行われるよう私道に埋設した私設の管（共同管）を含め、指導、審査及び検査を行います。

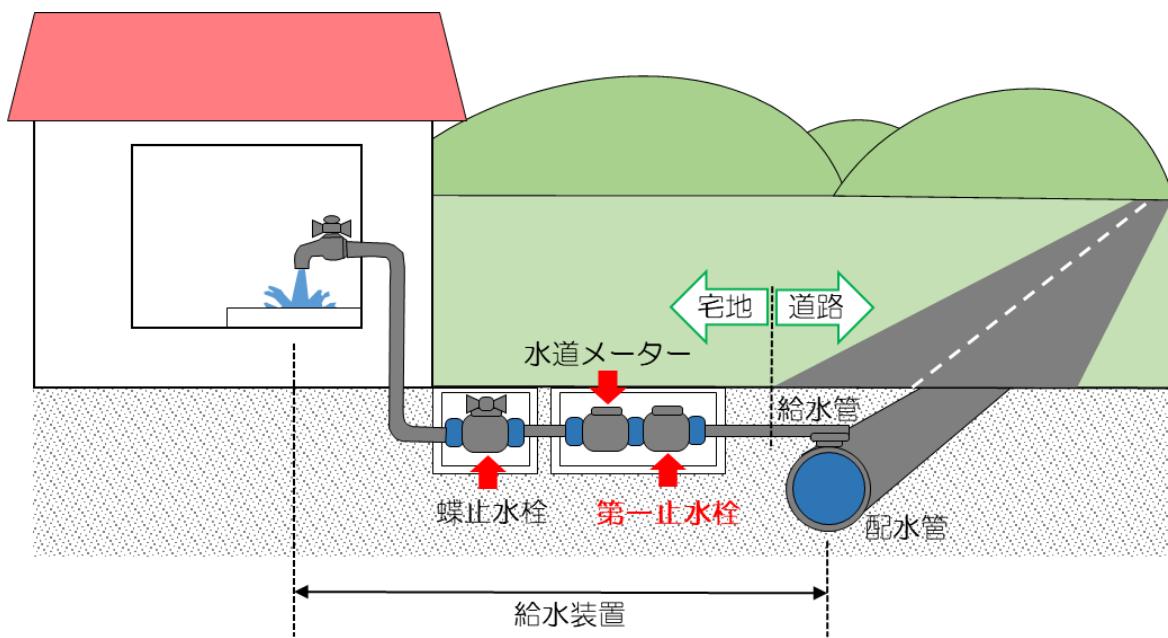
また、給水装置工事の施工に携わる春日井市指定給水装置事業者に対しては、定期的に研修会の開催や施工場所への立入指導の強化を図ります。



直結給水の推奨

ビルやアパートなど中高層住宅等に設置している貯水槽水道は、設置者や管理者の定期的な清掃等衛生管理が必要であり、管理を怠ると残留塩素の低下や異物混入などを招く恐れがあります。

適正な水質の確保と設置者等の負担を軽減するため、貯水槽の更新時や中高層住宅を新たに建築される際に、直結給水の導入を推奨していきます。



(2) 強靭【確実な給水の確保】

① 老朽化対策

水道施設の計画的更新



今後、多くの水道施設が耐用年数を迎えるにあたり、更新には多額の費用が必要となるため、水道施設の更新にあたっては、国が示す「実使用年数に基づく更新基準の設定例」や日本水道協会等から公表されている耐用年数を参考とし、更新時期を定め、事業の平準化を図ります。

② 災害対策

水道施設の耐震化



南海トラフを震源とした大規模地震が発生した場合、市内では最大震度6弱の揺れが予測されています。

災害に強く、持続可能な上下水道システムを構築するための上下水道耐震化計画に基づき、重要施設(防災拠点、避難所など)に接続する管路の耐震化を進め、大規模地震が発生した場合に、生活や経済活動への影響が最小限となるよう努めます。



危機管理対策



大規模地震などで断水が発生した場合に行う応急給水を効率的に行うため、指定一般避難所の受水槽に緊急遮断設備の整備を進めます。



対 策	状 况
指定一般避難所の受水槽の緊急遮断設備	25/38箇所

(3) 持続【供給体制の持続性の確保】

① 経営基盤の強化

将来を見据えた適正な施設の検証



水道施設の更新や耐震化については、長期的な視点で効率的な資産管理を図るアセットマネジメントの考え方に基づき、事業費の平準化を図りつつ、ダウンサイ징を考慮し、施設規模の適正化を進めます。

収益の確保と経費の削減



水道施設の更新や耐震化を進めるには、多額の費用が必要となるため、収益の確保と経費の削減に努めます。

広域化の検討



経営基盤の強化や経営の効率化を図ることを目的として、近隣水道事業体と連携する広域化を検討します。

② 人材育成

研修の拡充



計画的で効率的な人材の育成に努めるために、職員が培ってきた技術を若手職員に継承するための研修を行います。

③ 環境に配慮した事業運営

省エネルギー化の推進



浄水場やポンプ場などの運転に多くの電力を使用するため、環境負荷の低減を目的として、CO₂の削減など、省エネルギー化と水資源の有効活用を推進します。

④ ICTの活用

水道DXの推進



衛星画像とAIを活用した市内全域のスクリーニング調査により、漏水リスクの高い地域を絞り込み、漏水調査計画の見直しを図ることで、漏水発見率の向上による経費削減と、調査期間の短縮による事務の効率化を進めます。

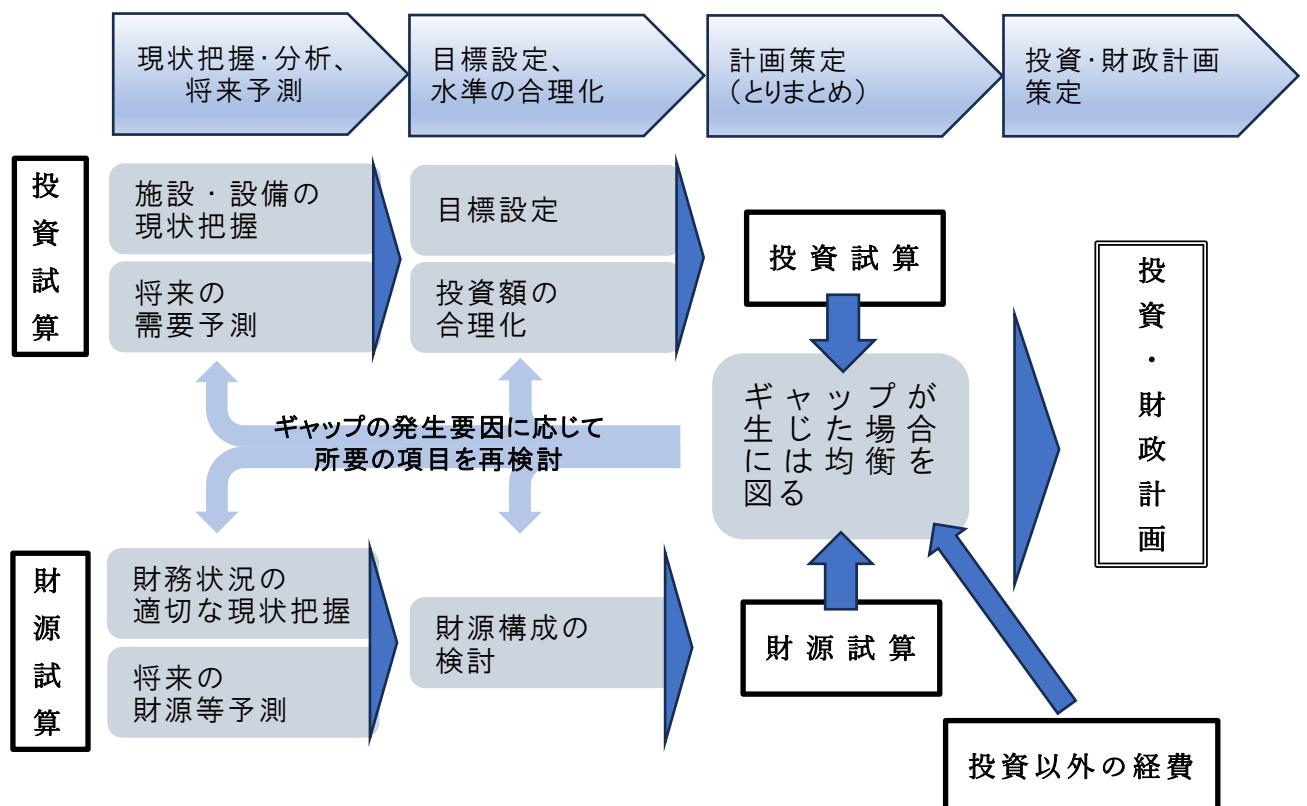
第5章 投資・財源試算

1 投資・財源試算と投資・財政計画

水道事業は、安全・安心な水を安定的に供給することを目的としており、そのためには水道施設の健全性、強靭性を継続的に維持することが重要です。一方で、水道施設の更新や耐震化には多額の資金が必要となるため、投資の見通しである投資試算と、その支出を賄うための財源の見通しである財源試算を均衡させることが、持続可能な水道事業を実現させるために求められています。

○経営戦略の中心となる投資・財政計画は、施設・設備の合理的な投資の見通しである投資試算等の支出と、財源見通しである財源試算が均衡するように調整した収支計画のことです。

○投資試算と財源試算のとりまとめの結果、ギャップが生じた場合は均衡を図るために、投資以外の経費も含めた再度の見直しが必要となります。



2 投資試算

改定ガイドラインにおいて、「投資試算・財源試算については、経営に不可欠の主要な施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえ、原則として30年～50年超かつ複数の推計パターンで行う」と示されていることから、投資試算及び財源試算は30年間とします。

投資試算を行うに当たっては、水道施設の計画的な老朽化対策を図るとともに地震対策を推進します。また、持続可能な事業を進めるため、投資の最適化・合理化を図ります。



(1) 老朽化対策の推進

① 施設

施設は、設備の日常点検結果を基に状態を監視しながら延命化を図ります。桃山配水場や県水受水ポンプ場などにおいて、老朽化更新を進めます。

施設における更新周期

施 設	法定耐用年数	当市の更新基準(年)
建築	50	70
土木	60	73
受変電・配電設備	20	30
直流電源設備	6	15
非常用電源設備	15	30
ポンプ設備	15	30
滅菌設備	10	20
薬品注入設備	15	20
沈殿・ろ過池機械設備	17	25
排水処理設備	15	30
流量計、水位計、水質計器	10	20
監視制御設備、伝送装置	9	20

※国の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」の更新基準の設定値を参考とし、維持管理での実際の更新状況を勘案して設定した値を採用。

② 管路

管路の法定耐用年数は、一律 40 年で、耐用年数を経過した管路は、年々増加しています。また、令和5年度までに耐用年数を経過した管路は、372km ですが、管路の更新周期を管種別に設定し、事業費・事業量の平準化を図りながら、計画的に更新します。

第2次経営戦略の計画期間内の管路の状況であれば、更新基準に到達する管路は少ないのですが、過去に人口の急増に合わせて布設した管が多いことから、更新基準に基づく管の更新は令和 40 年前後がピークとなります。

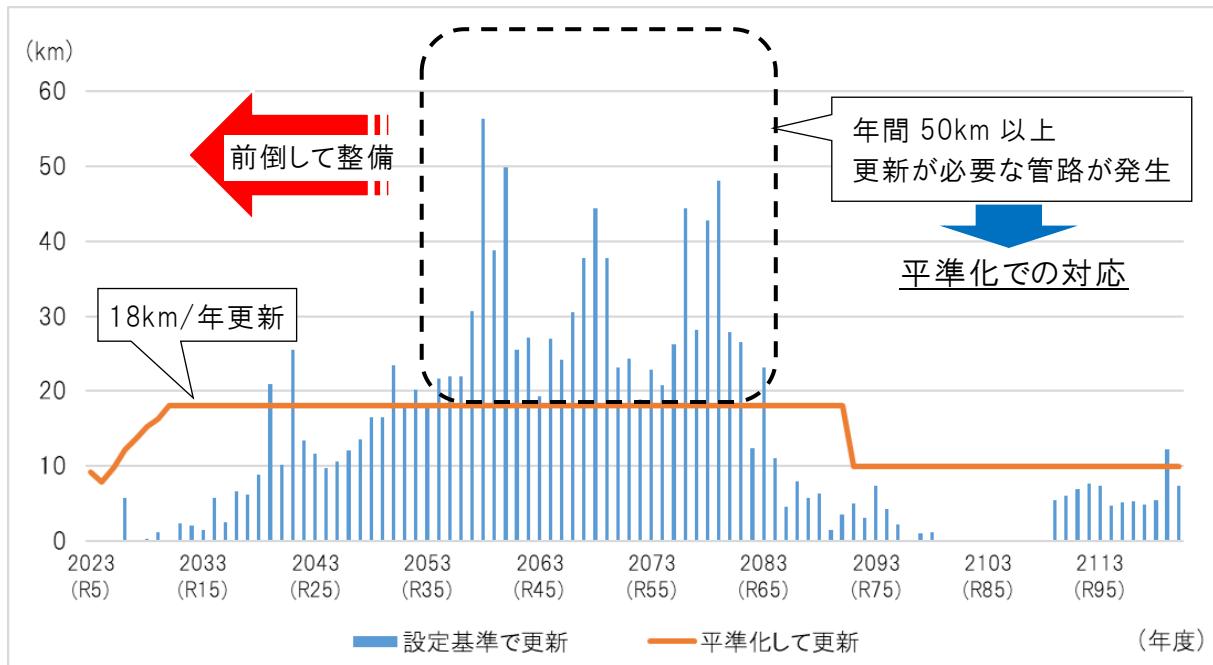
短期間に工事が集中しないよう事業費・事業量の平準化を図るため、一部の管路の更新を前倒して進めます。

管路における更新周期

管種	法定耐用年数	当市の更新基準(年)
鋳鉄管	40	50
ダクタイル鋳鉄管(GX形)		100
ダクタイル鋳鉄管(その他)		80
鋼管		70
塩化ビニル管		60
ポリエチレン管		100
ステンレス钢管		60

※国の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」の更新基準の設定値のうち、最長の値及び日本水道協会等から公表されている耐用年数を採用。

【将来における管路更新方法(イメージ)】



(2) 地震対策の推進

令和4年度末において、導水管、送水管及び口径400mm以上の配水管である基幹管路の耐震化率は、**38.1%**です。また、地盤条件によっては耐震性を有する管路を含めた耐震適合率は、**77.3%**であり、全国平均と比較して高い水準にあります。が、令和7年に策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、現在進めている防災拠点に加え、避難所に接続する管路についても耐震化を進めます。

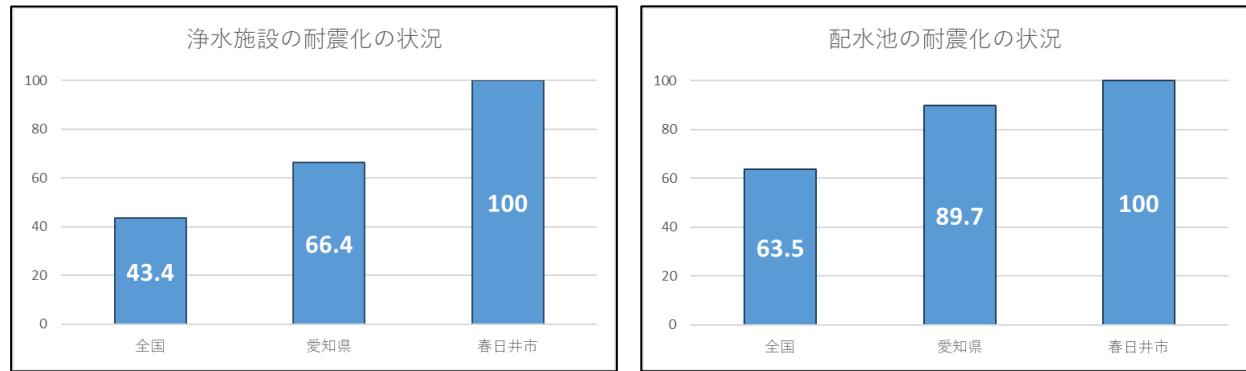
【耐震化の状況(令和4年度末)】

基幹管路

	総延長 (km)	耐震適合性のある管の延長 (km)	耐震適合率(%)	
			耐震管延長(km)	耐震化率(%)
全 国	115,249	48,797	32,447	42.3
愛 知 県	4,146	2,511	1,856	60.6
春 日 井 市	97	75	37	77.3

なお、施設の耐震化率については、浄水施設及び配水池で100%となっています。

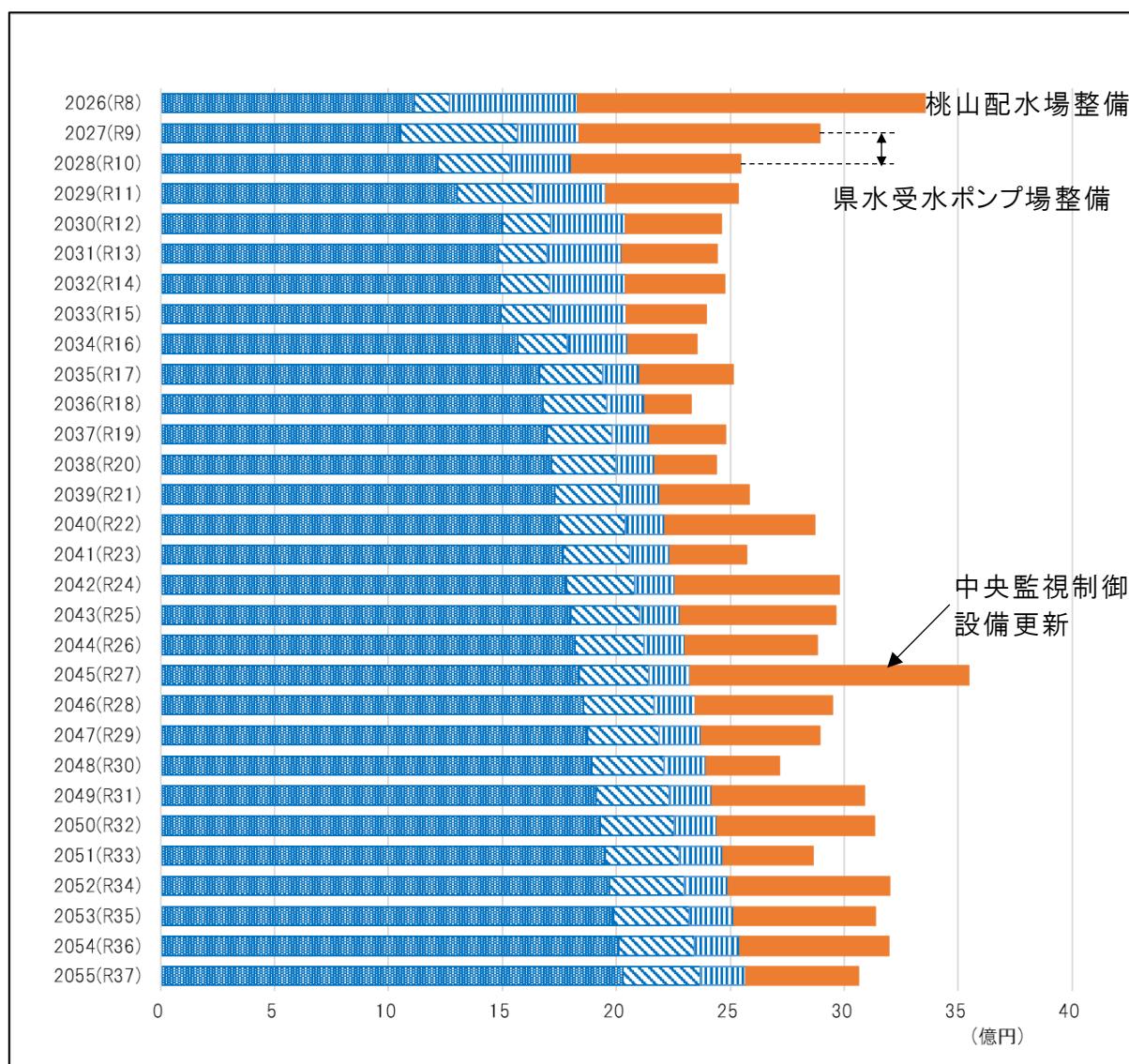
【耐震化の状況(令和4年度末)】



(3) 投資の見通し

将来の事業環境を把握し、住民サービスを継続的に維持するために、将来における施設及び管路の整備を踏まえた上で、今後 30 年間施設整備を進めた場合、投資の見通しは次のとおりとなり、主な建設改良費は、802 億円となる見通しです。

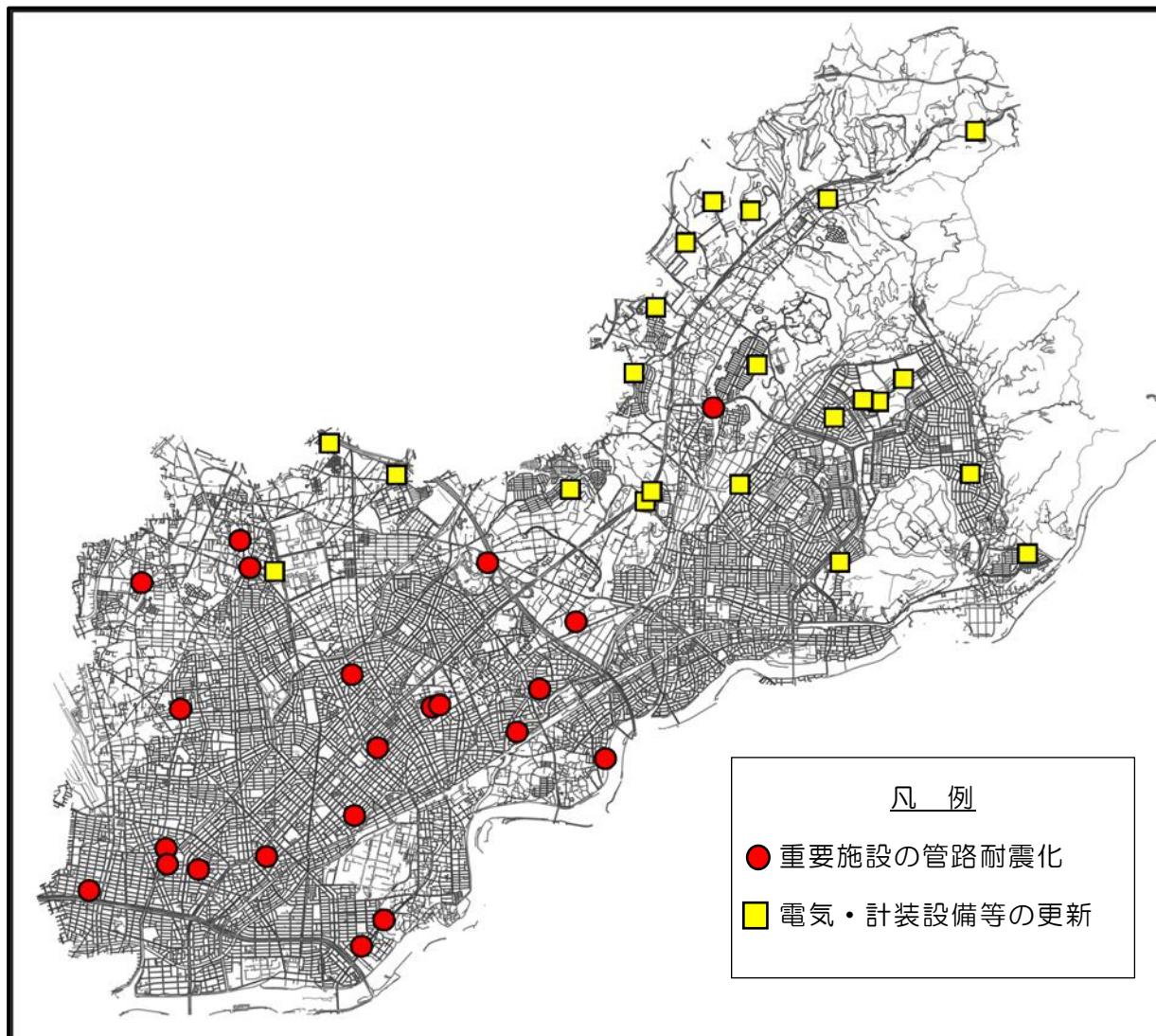
【投資の見通し】



管路事業費(老朽化 耐震化 区画整理等受託工事) 施設事業費

施設及び管路整備計画図

投資試算における施設及び管路の整備計画図は次のとおりです。



工事区分	管種	事業詳細	完了予定年度
老朽化更新	施設	桃山配水場他22施設	2035 (R17)
	配水管	154km	2035 (R17)
耐震化	配水管	西部ふれあいセンターまで	2026 (R8)
		総合福祉会館他まで	2028 (R10)
		南部ふれあいセンター他まで	2030 (R12)
		白山小学校他まで	2031 (R13)
		鷹来小学校他まで	2035 (R17) 一部完了
		神領小学校他まで	2035 (R17) 一部完了
		計 22箇所	

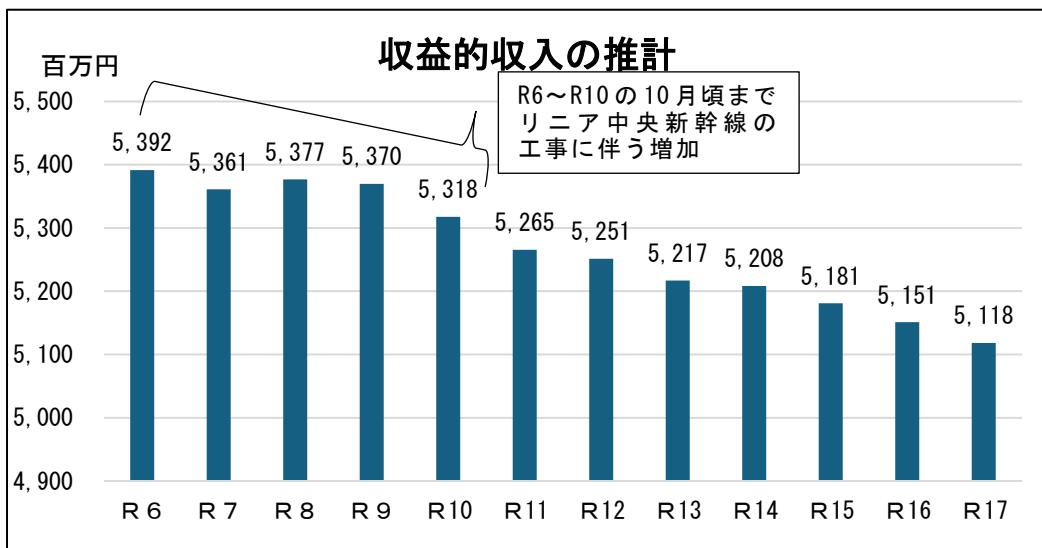
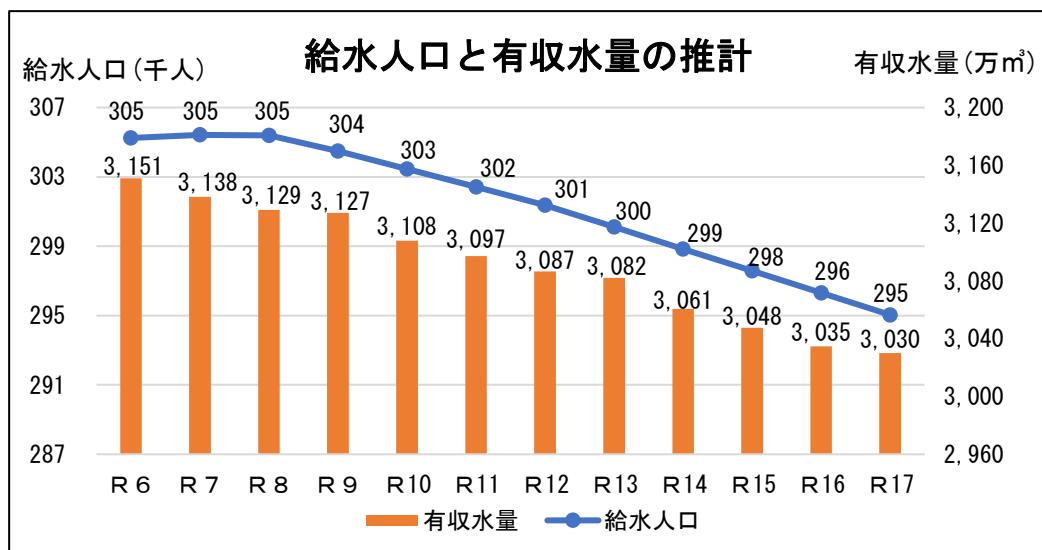
3 財源試算

財源試算については、「2 投資試算」を基に30年間の試算を行いました。

その結果、急激な物価高騰などの影響により、これから10年間において経営状況が大きく変動する見込みとなったため、特にその10年間に焦点を当てました。

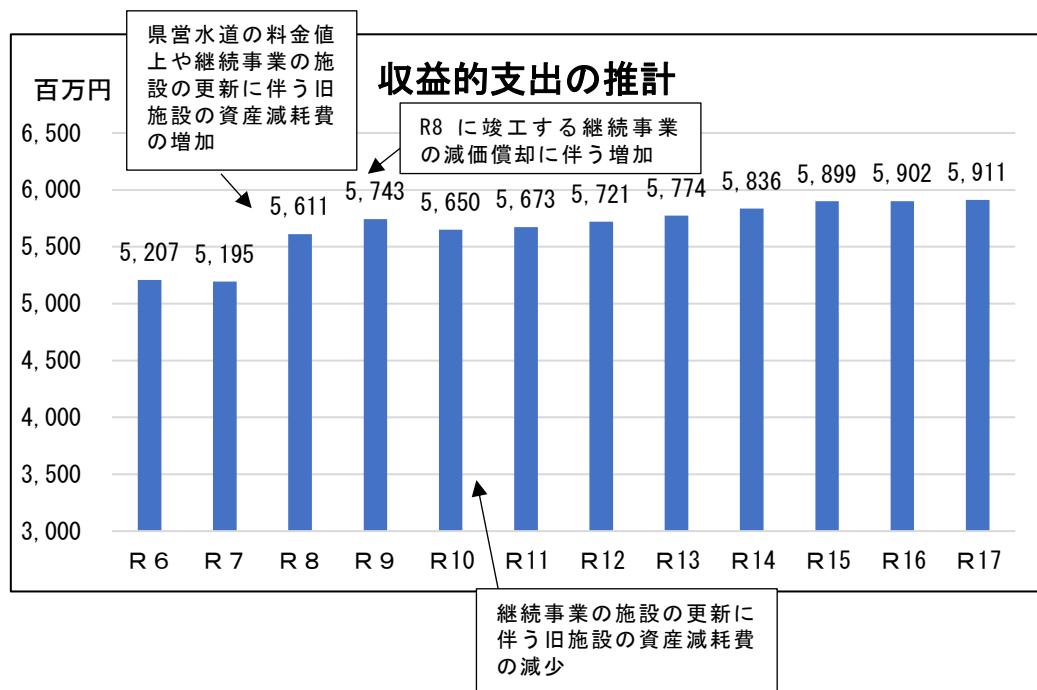
(1) 収益的収入

収益的収入の推計は、給水人口の減少や1人当たりの水需要が減少傾向であるため、有収水量が減少する見込みとなり、今後も減少する見込となりました。



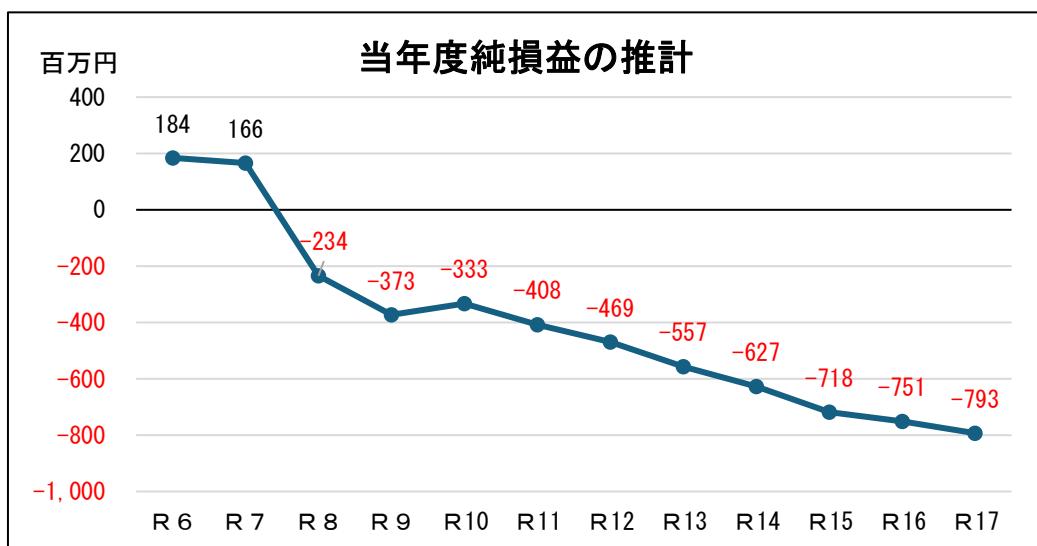
(2) 収益的支出

収益的支出の推計は、県営水道の料金値上げ、物価高騰、施設の更新工事等を進めることによる減価償却費の増加などが見込まれるため、全体的に増加する見込みとなりました。



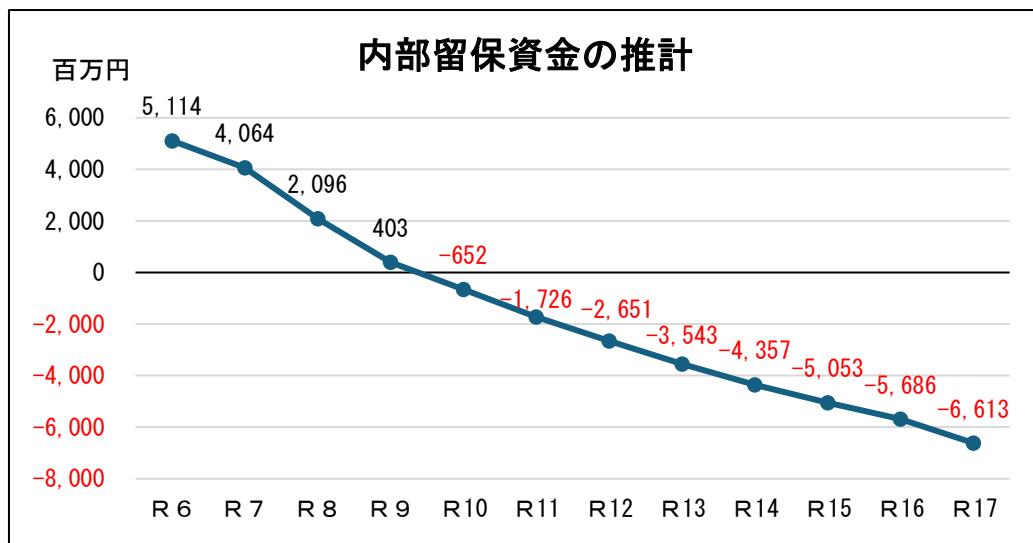
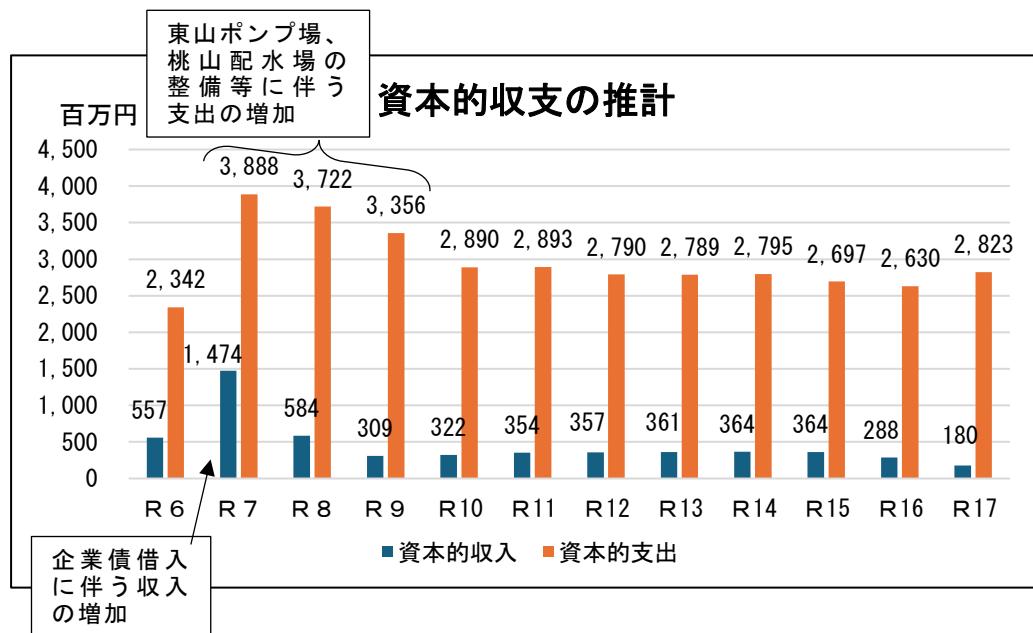
(3) 収益的収支

収益的収支の推計は、水需要の減少による収入の減少、県営水道の料金値上げや物価高騰等による支出の増加の影響により、令和8年度以降、純損失となる見込みとなりました。



(4) 資本的収支

資本的収支の推計は、収入については、主なものは受託工事に伴う工事収入で、令和7年度については、予算編成時に財源不足が予測され、企業債を借入れたため増加しています。支出については、新設する東山ポンプ場や桃山配水場の整備等により、支出が令和7～9年度に増加しています。その後も老朽化した施設の更新、管路の耐震化、老朽管更新を進めるため、内部留保資金が減少していき、令和10年度に財源不足が生じる見込みとなりました。



(5) 財源の確保

財源試算の結果、収益的収支については、令和8年度から純損失となり、令和17年度には、累積欠損金が約52億円となる見込みとなりました。また、水道施設の整備の主な財源である、内部留保資金が令和10年度には、マイナスとなる見込みとなりました。

このような収支ギャップや財源不足の対策として、これまで県営水道の料金算定に影響する承認基本給水量の見直し、水道料金関係の郵便物の削減、老朽管更新等における、管網の見直し、適正口径への縮径などを行い、今後も引き続き経費削減に努めますが、給水収益の減少や費用の増加により根本的な解決に至っていません。

安全な水を安定供給するためには、漏水の増加や地震等の災害により断水が長引く恐れがある、老朽化施設の更新や管路の耐震化を進めなければならないため、財源の確保が必要不可欠となり、主な収入である水道料金の改定や企業債の発行等の検討を行う必要があります。

また、国庫補助金の要件が緩和されていることから、対象の事業については、補助金の活用を積極的に進めます。

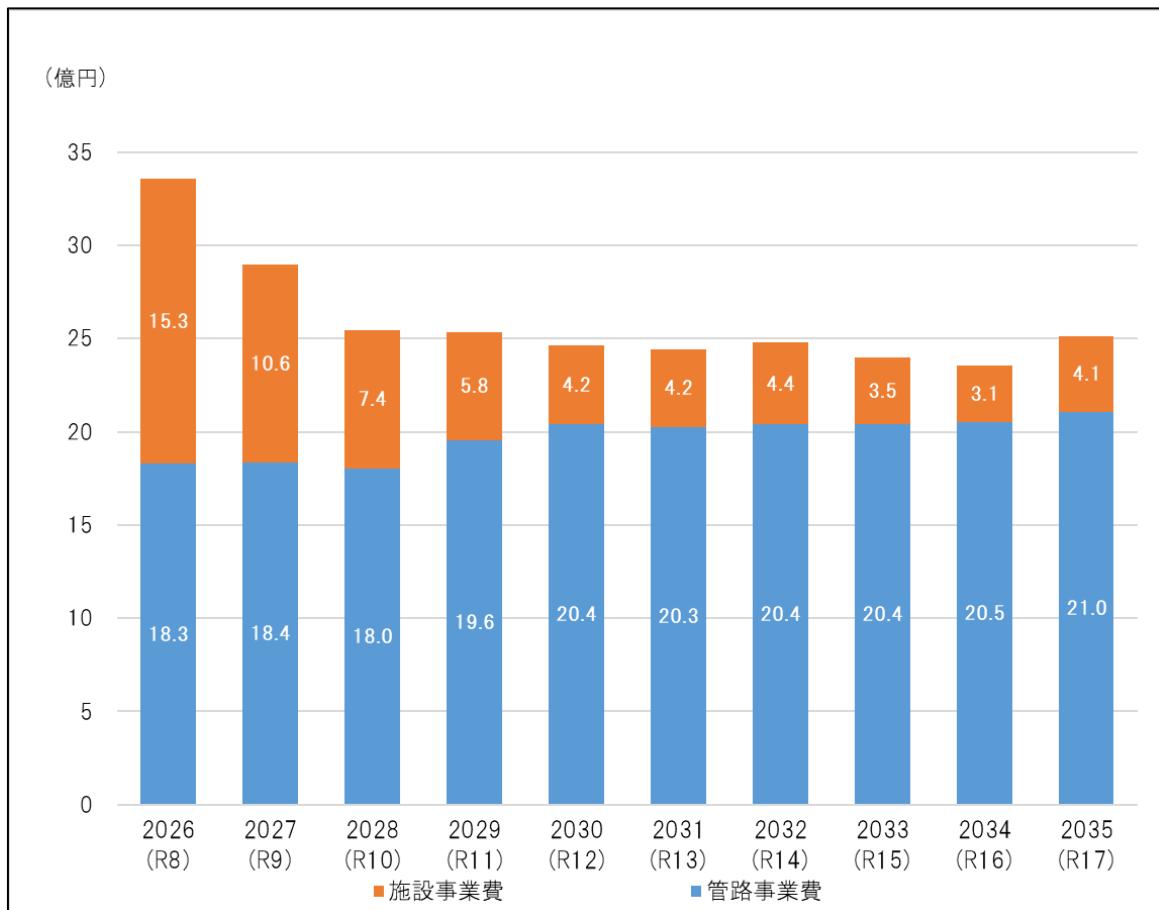
第6章 投資・財政計画

1 概要

第5章の投資・財源試算の収支ギャップ、財源不足を解消するため、経営審議会において、令和6年度から2年間にわたり、見直しを行いました。

投資試算については、老朽化した施設・管路の更新や管路の耐震化を進める必要があるため、第5章のとおりとします。

【主な建設改良費内訳】



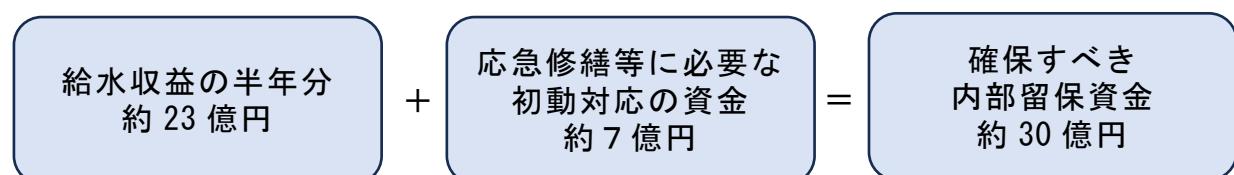
財源試算については、内部留保資金の基準、企業債の借入方針、水道料金の改定について検討し、投資・財政計画を策定しました。

2 内部留保資金の基準

内部留保資金については、どの程度確保すれば安定した経営を継続できるか検討をしました。

基準の設定については、最低限の財源確保の額とし、整備事業費に充てる財源は、施設の更新等を考慮し、その都度上乗せして確保するものとしました。

基準額については、災害時に断水等で給水収益がない場合に備えた額とし、能登半島地震で約半年間断水が続いた地域があったことを参考に、給水収益の半年分を確保することに加え、熊本地震の災害時の地震関連費用を参考に、同程度の地震が本市で起きたことを想定し、熊本市との浄水施設や基幹管路等の耐震化率の違いを考慮して算出した、応急修繕等に必要な初動対応の資金を確保し、一時的に多額の赤字を出したとしても、安定した経営を継続できるよう、概ね 30 億円確保することとした。



内部留保資金の基準
内部留保資金の基準額を概ね 30 億円とする。

3 企業債の借入方針

水道施設は将来使用者も活用する資産であることから、企業債を借り入れることについては、整備費用を将来使用者にも負担してもらうことにより、世代間負担の公平性を確保できる反面、現使用者が負担すべきものまで借入で賄うと、将来使用者の負担が重くなることになります。

また、元本の返済に加え、利息の支払いも増加し、多額になりすぎると水道料金に跳ね返ってくることとなるため、借入額が適正水準の範囲となるよう借入方針を定める必要があります。

適正水準の考え方や方針が国や水道協会から示されていないため、各水道事業で借入方針を定め、それを目安に借入を行っている事業が多くあります。

近年、本市においては、財源が十分確保されており、その都度財源不足とならないかを確認し、平成13年度から令和6年度まで新たな企業債の借入をしていなかつたため、長期的な借入方針がないことから、検討を進めました。

検討の結果、水道料金の収入と関連づけることによって、適切な水道料金となっているか、適切な施設の投資額となっているか確認のとれる「企業債残高対給水収益比率で制限を設け、その比率を超えないよう借り入れる」という方針としました。

比率の設定については、企業債の償還期間が基本的に30年間であることから、過去30年間に企業債の借入を行っていた時期の比率の最高値を超えない、190%を目安に設定しました。

企業債残高対給水収益比率(過去30年間の最高値)



企業債の借入方針

企業債残高対給水収益比率 190%を企業債残高の上限の目安とする。

4 水道料金の改定

(1) 水道料金の改定時期

水道料金の改定にあたり、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領（令和7年2月策定）（以下「算定要領」という。）を基に改定を進めることとし、水道料金算定期間を令和8年度から令和12年度の5年間、令和9年4月（4月検針分）からの料金改定を目指し検討を始めました。

水道料金算定期間	令和8年度から令和12年度の5年間
料金改定時期	令和9年4月（4月検針分）から

(2) 資産維持費

資産維持費は、算定要領に水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率（資産維持率）を乗じて算定した額を水道料金算定期間の総括原価に算入すべきものとされています。

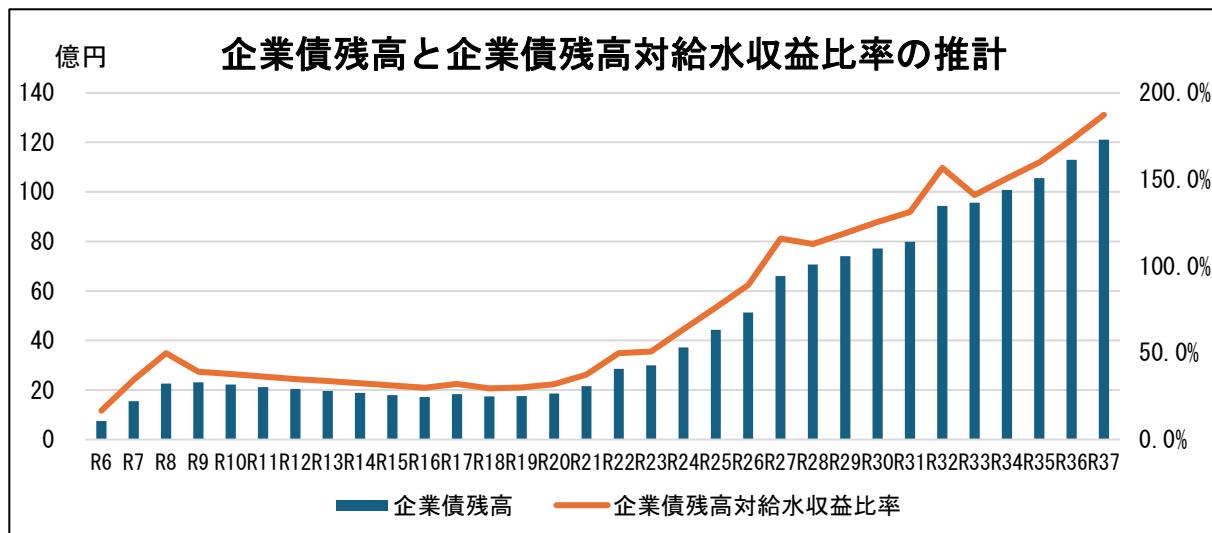
また、維持すべき資産については、水道料金算定期間の期首及び期末における償却資産の平均残高とされています。

資産維持率については、算定要領では、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準としています。

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

現行の水道料金算定期間の総括原価には、資産維持費が算入されていないため、資産維持費の算入について検討を行いました。

本市においては、今後、30年間の投資・財源試算を基にどれだけ費用が必要となり、財源不足となるかを予測し、足りない財源に対し、企業債の借入方針として定めた企業債残高対給水収益比率 190%を超えないように企業債を借入、その上で、まだ財源不足となる部分について、今後の水道施設の整備を円滑に推進し、安定した給水サービスの提供を確保できる財源として資産維持費を算入すべき費用とした。資産維持率については、算定要領の算出方法により、0.6%としました。



※ 令和9年度の料金改定以降、令和18年度から5年ごとに収支均衡を図り、財源を確保した場合の数値

資産維持率を 0.6%とした場合の企業債残高対給水収益比率

令和8年度 企業債残高対給水収益比率	令和 17 年度 企業債残高対給水収益比率	令和 37 年度 企業債残高対給水収益比率
49.9%	32.1%	187.3%

水道料金算定期間(5年間)の資産維持費 1,135 百万円

1年当たりの資産維持費 $1,135 \text{ 百万円} / 5 \text{ 年} = 227 \text{ 百万円}$

償却資産の水道料金算定期間の期首及び期末の平均残高 37,833 百万円

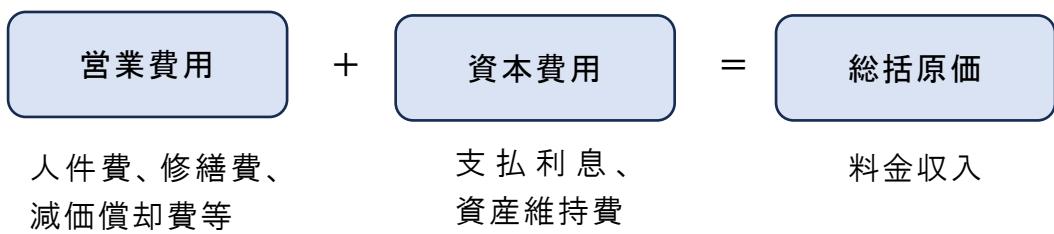
資産維持率 $227 \text{ 百万円} / 37,833 \text{ 百万円} = 0.6\%$

資産維持率の設定

資産維持率を 0.6%とする。

(3) 総括原価

水道事業に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金が算定されます。



水道料金算定期間 令和8年度から令和12年度までの総括原価内訳

(単位:百万円)

費用		需要家費	固定費	変動費	計	
原浄水部門費	維持管理費	0	6,932	4,120	11,052	
	減価償却費等	0	2,761	0	2,761	
資本費用	支払利息	0	76	0	76	
	資産維持費	0	321	0	321	
	小計	0	10,090	4,120	14,210	
配給水部門費	維持管理費	0	2,337	944	3,281	
	減価償却費等	0	7,140	0	7,140	
資本費用	支払利息	0	193	0	193	
	資産維持費	0	810	0	810	
	小計	0	10,480	944	11,424	
一般管理業務部門費	検針・集金関係費	維持管理費 減価償却費等 資本費用 支払利息 資産維持費	606 58 0 1	0 0 0 0	5 0 0 0	611 58 0 1
	量水器関係費	維持管理費 減価償却費等 資本費用 支払利息 資産維持費	964 35 0 3	0 0 0 0	5 0 0 0	969 35 0 3
	その他管理業務費	維持管理費 減価償却費等 資本費用 支払利息 資産維持費	0 0 0 0	622 8 0 0	21 0 0 0	643 8 0 0
	計	維持管理費 減価償却費等 資本費用 支払利息 資産維持費	1,570 93 0 4	9,891 9,909 269 1,131	5,095 0 0 0	16,556 10,002 269 1,135
		小計	1,667	21,200	5,095	27,962

(4) 基本料金と従量料金の配分

算定要領には、総括原価を「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、給水量に関係なく発生する「需要家費」と「固定費」を基本料金、給水量の増減で変動する「変動費」を従量料金へ配分する方式が最も極端なものとして記載がありますが、「固定費」を全額基本料金へ配分すると、基本料金の割合が著しく高額となるため、「固定費」のうち比較的各使用者の需要の特性に比例するもの及び「需要家費」を基本料金とするのが妥当であるとされています。

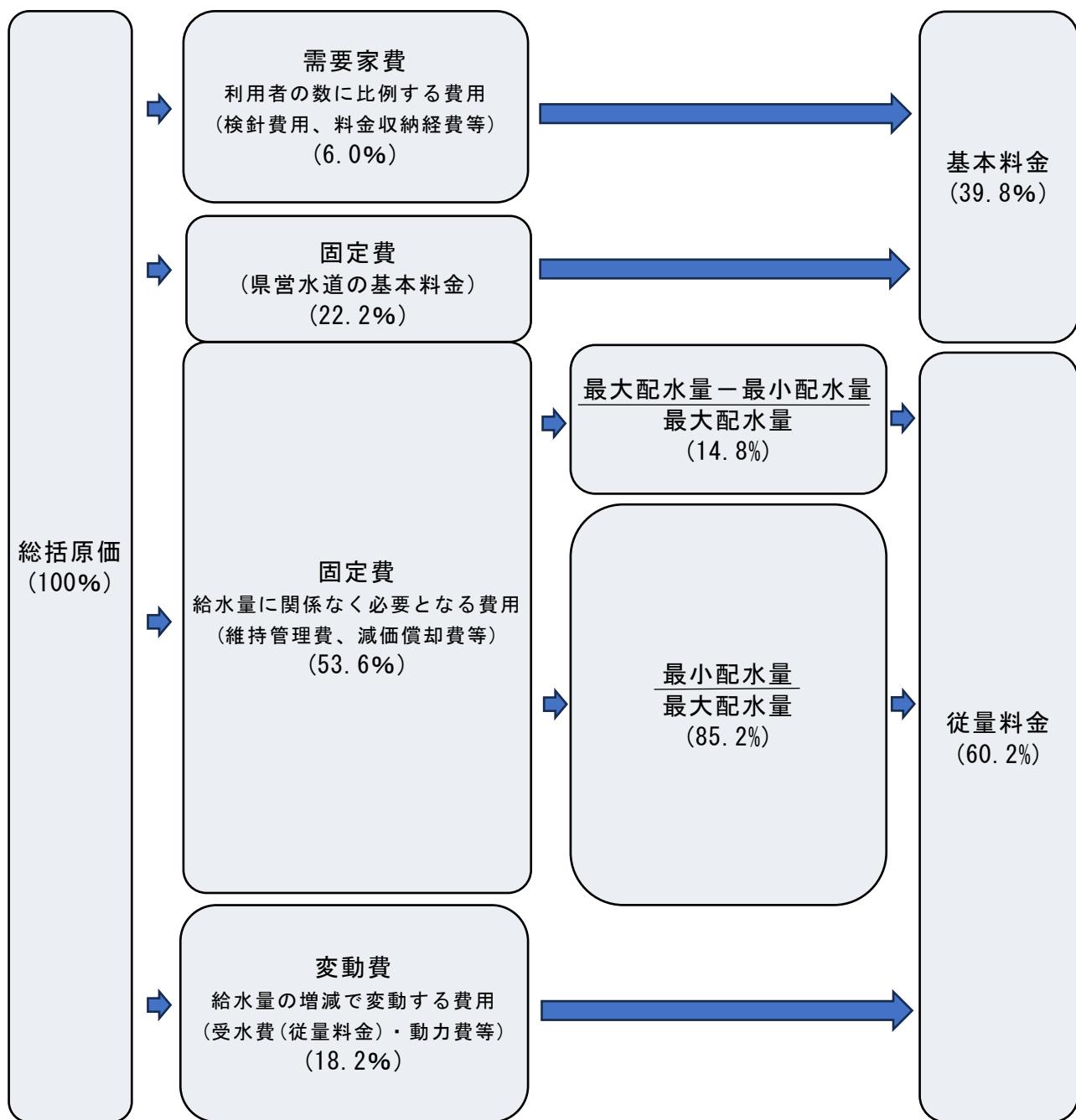
現行の「固定費」の基本料金への配分方法は、固定費総額に対し、最大配水量に対する最大配水量と最小配水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金としています。最小配水量未満の必ず使われている部分を従量料金、それ以外の部分を基本料金としています。この配分基準で、今回の算定期間の固定費総額を配分すると、基本料金の配分率は 14.8%となり、総括原価の基本料金の配分率は 17.2%となります。

しかし、令和6年度の実際の給水収益に対する基本料金割合は 35.7%とかなり乖離があるため、見直しが必要です。

「固定費」のうち県営水道の基本料金については、本市の総配水量のうち8割が県営水道から水を購入し供給していることから、固定費総額の維持管理費の大部分となっています。この県営水道の基本料金については、給水量に関係なく発生する費用のため、基本料金に配分すべき費用であることから、固定費総額から差し引いた額に対し、現行の方法で算出した比率を乗じて得た額に、県営水道の基本料金を加えた額を基本料金とし、残りの額を従量料金とすると、総括原価の基本料金の配分率が 39.8%となります。

今後の予測では、従量料金の基礎となる有収水量は減少傾向であり、一方、基本料金の基礎となる調定件数は増加傾向にあることから、現状より基本料金に寄せた比率とすることで、安定的な収益の確保にも寄与できるこの配分方法としました。

総括原価の配分



(5) 基本料金、従量料金の料金体系

基本料金については、算定要領に、需要家費の検針・集金関係費は、口径により差がないため均等配賦、量水器関係費は、量水器の取得価格比により差別配賦、固定費のうち基本料金に配分される費用は、理論流量比と地域の需要実態等を考慮した率により口径別に配賦する考え方が示されています。

現行の基本料金も算定要領を基に算定されており、今回の改定でも口径による料金の違いを維持し配賦します。

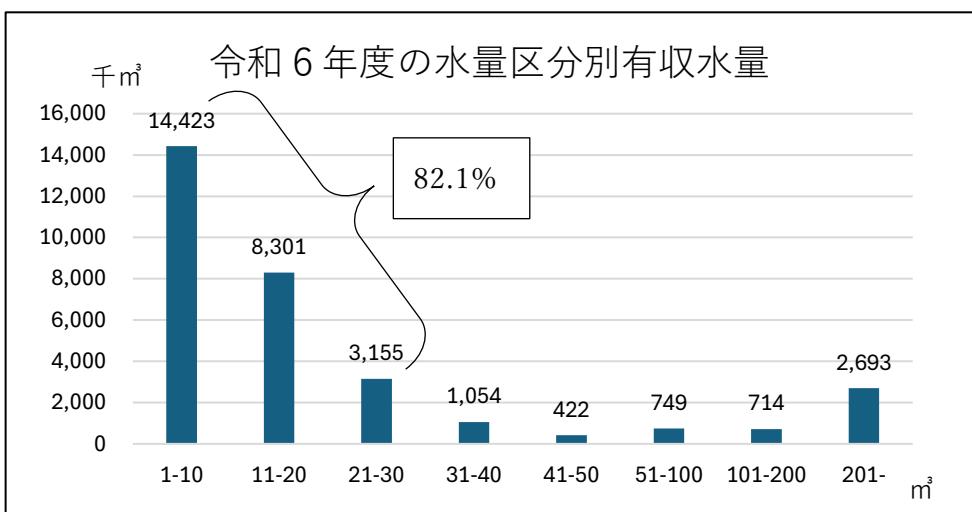
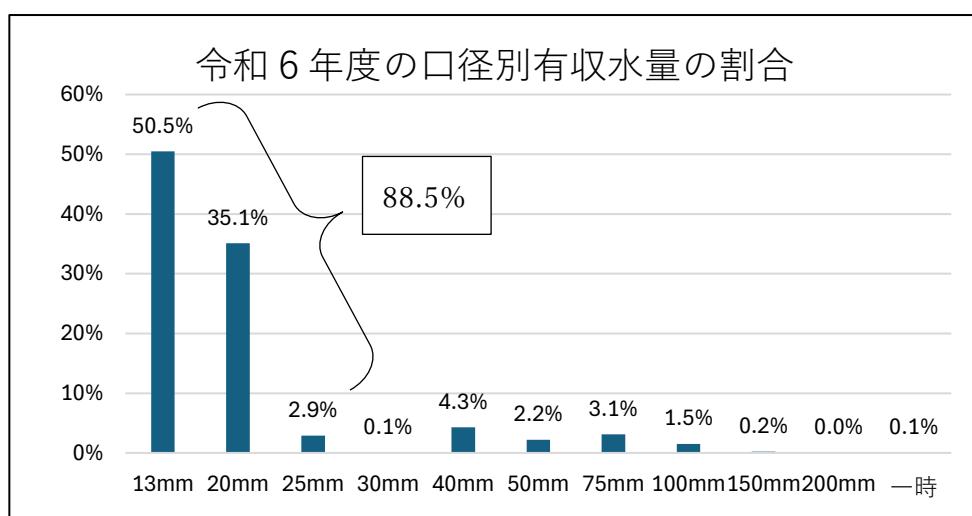
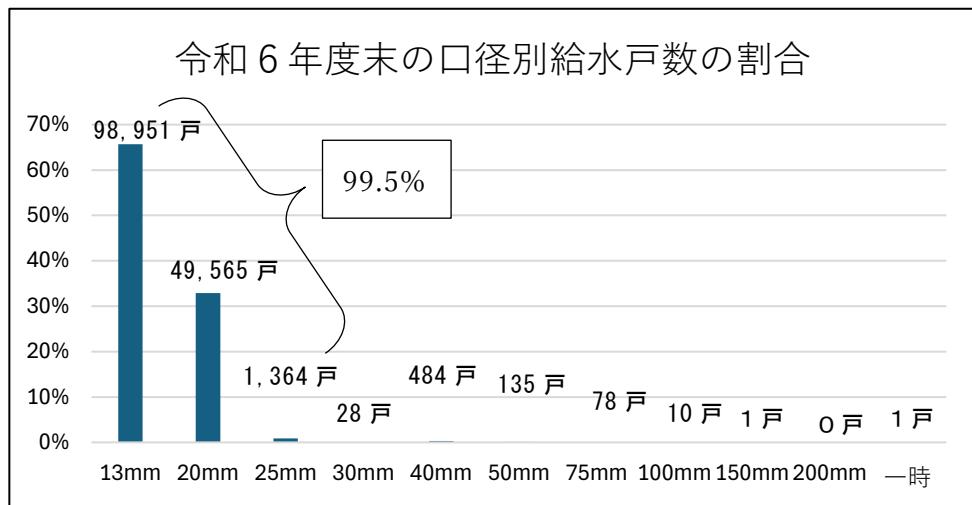
従量料金については、算定要領では、均一料金制が基本とされていますが、本市の料金体系は、使用水量が多いほど段階的に料金が上がる逓増制となっています。逓増制は、過去の水需要の急増時には、使用的抑制効果と多量使用者から多額の料金をいただくことで、生活用水の低廉供給を可能にしていました。今回の改定では、最近の水需要の低下と、公平性を担保するため定額で配賦することとし、逓増度の緩和を図りつつ、逓増制は維持することで、引き続き生活用水の低廉供給に努めます。

また、現行の従量料金体系のうち、口径 25mm 以下と口径 30mm 以上で同じ1m³当たりの料金に違いがあります。これは、小口径は家庭用、大口径は営業用が多いことから、家庭で使用される水を低廉に供給し、大口利用者の水使用を抑制するために設けたものと考えられますが、小口径が必ずしも家庭用とは限らず、また、口径の違いは基本料金で行っていることから、公平性の面からも同水量を使用した場合に口径別で従量料金に差を設ける理由が乏しくなってきています。

したがって、今回の改定では、口径による従量料金の区分を統合することとします。

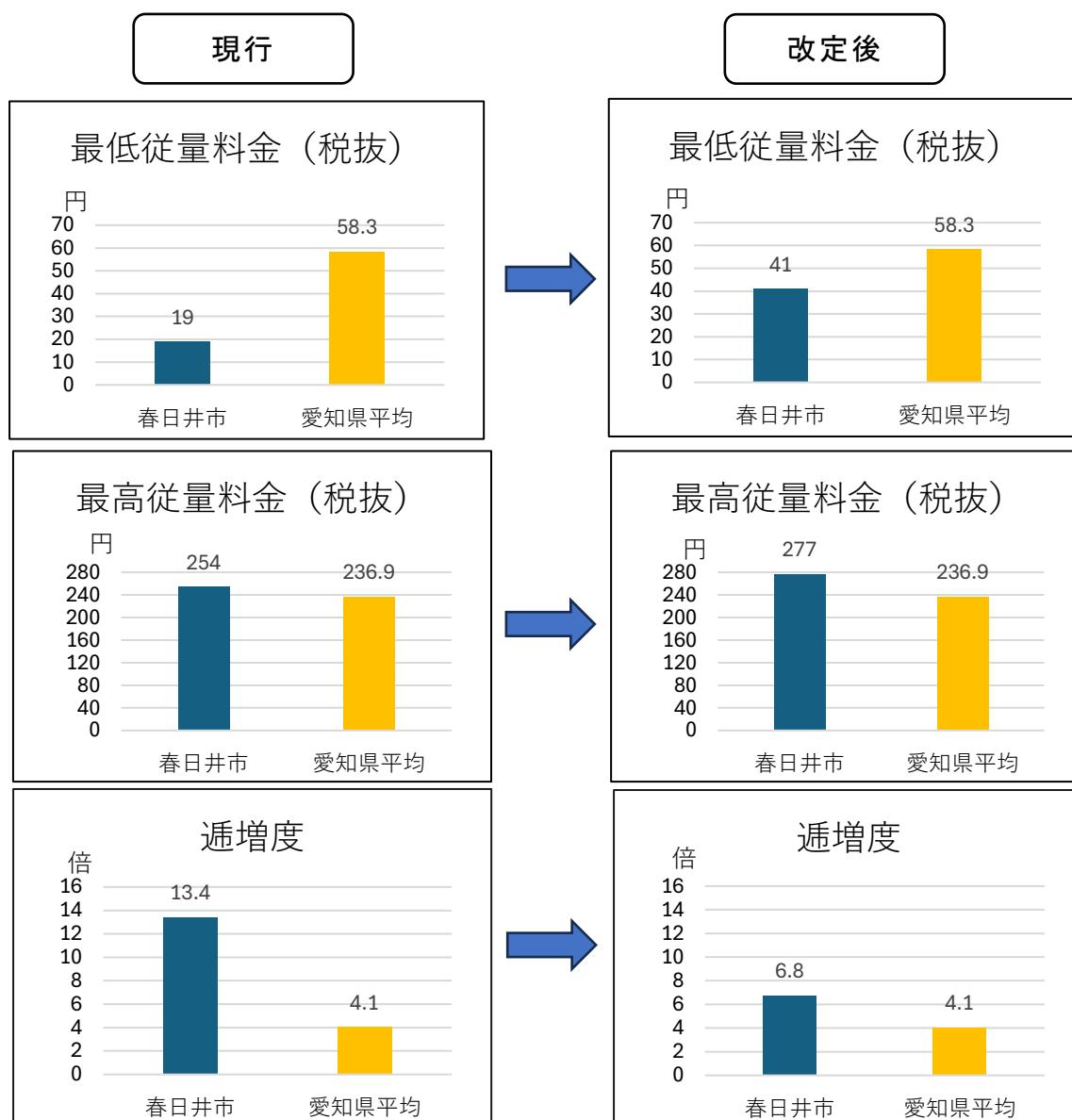
(6) 従量料金の口径による改定率の差

本市の水道使用者の割合は、口径 13mm から 25mm の小口径区分の使用者が約 99.5%、有収水量の割合も約 88.5%を占めているため、小口径区分の料金を改定しないと収益すべき料金回収が難しく、十分な収入を得られないこととなります。



本市の現行の従量料金は、1 m³当たりの最高単価が税抜254円で、県内平均の236.9円より少し高い水準となっています。最低単価は、税抜19円で、県内平均の58.3円より低く、県内で4番目に低い単価となっています。そのため、遅増度が13.4倍で、県内平均の4.1倍より大きい数値となっており、県内でも4番目に大きい遅増度となっています。これは、少量使用者に配慮した料金体系としているためですが、従量料金で賄うべき費用は、口径や使用量では変わらず、同じ費用がかかります。算定要領でも、従量料金については、原則均一料金とされています。

今回の従量料金の改定については、一度に均一料金とすると少量使用者の負担が大きくなるため、水量区分ごとの1 m³当たりの単価の改定額を定額とし、最低金額と最高金額の差を縮め、遅増度を小さくしました。



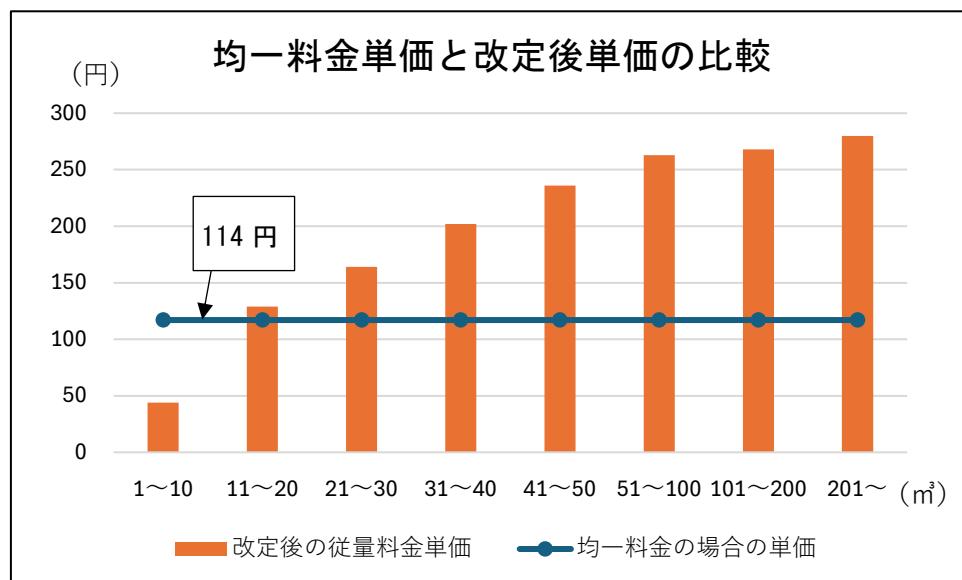
※ 愛知県平均は、令和7年10月1日現在の数値

また、改定額を水量区分ごとで定額としたため、少量使用者の改定率が大きくなっています。特に、小口径で使用水量が 1 m^3 から 10 m^3 までの場合、 1 m^3 当たりの単価は19円から41円への改定で、差額は22円ですが、改定率は、115.8%となっています。

しかし、今回の料金算定期間の従量料金で収入すべき費用を有収水量 1 m^3 当たりの費用で換算すると114円（給水原価）で、均一料金とした場合の 1 m^3 当たりの従量料金の単価（供給単価）となります。口径や使用水量に関わらず、この114円が本来 1 m^3 使用した場合に必要な費用で、従量料金で収入すべき単価となります。

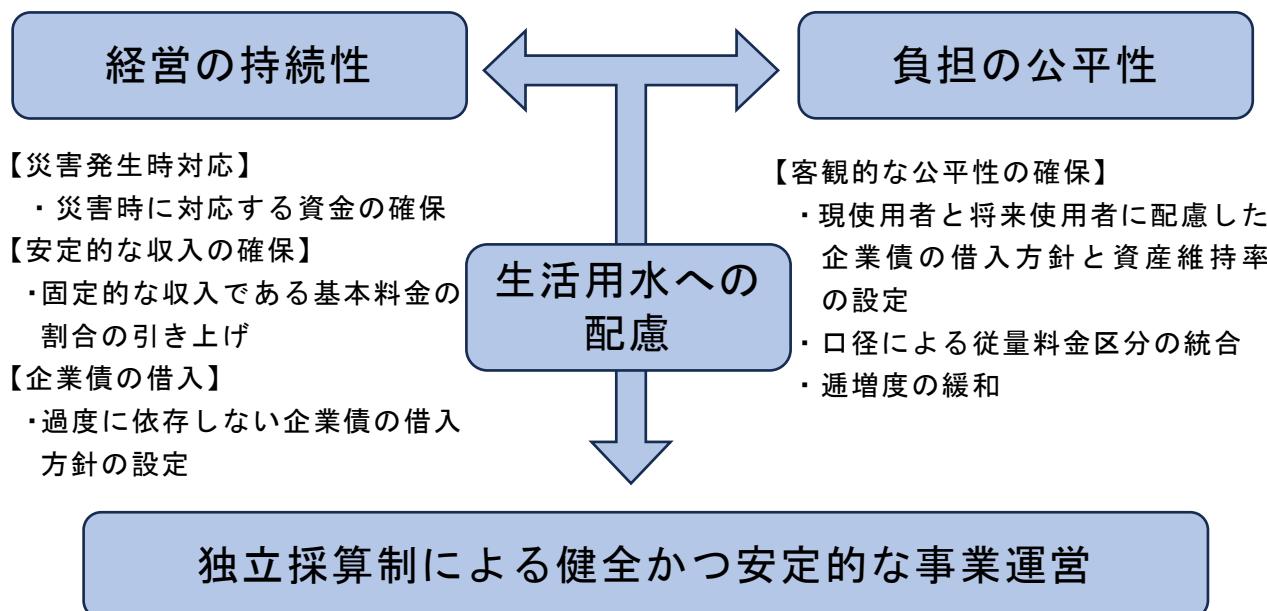
したがって、小口径で使用水量が 1 m^3 から 10 m^3 までの場合、本来の収入すべき単価114円と改定後の単価41円を比較すると、改定後でも 1 m^3 当たり73円低廉となります。 1 m^3 から 10 m^3 までのマイナス部分を 11 m^3 以上の水量区分で賄うこととなるため、使用水量が約 31 m^3 までは、収益が費用を下回った状態（赤字）となり、約 31 m^3 を超えると費用を賄える料金体系となっています。

また、今回の改定では、口径による従量料金の区分を統合することから、 1 m^3 から 10 m^3 の区分についてはどの口径の使用者も公平に負担することとなります。



(7) 水道料金改定の方針

水道サービスを将来にわたって提供していくために、これまでに行ってきた生活用水への配慮の観点を踏まえ、水需要構造の変化に対応した、経営の持続性と負担の公平性が両立できる料金形態を目指します。



項目	方向性	
内部留保資金	災害時の給水停止に伴う収入減や応急修繕など初動対応の資金確保(概ね 30 億円)	経営の持続性
企業債の借入と資産維持率	企業債に過度な依存をせず、現使用者と将来使用者の負担の公平性の確保(企業債残高対給水収益比率 190%以内、資産維持率 0.6%)	経営の持続性 負担の公平性
基本料金と従量料金の割合	原価を適切に賄うことができる基本料金(総括原価に対する基本料金割合 39.8%、従量料金割合 60.2%)	経営の持続性
従量料金の区分	口径による従量料金の区分を統合(小口径 51 m³以上、大口径 50 m³以下の統合)	負担の公平性
遙増制	遙増度の緩和(従量料金の定額改定)	負担の公平性

※ 表中、「将来使用者」とは、水道料金算定期間以降の使用者

(8) 水道料金改定後の体系

(7)の水道料金改定の方針により料金改定を行うと、次のとおりの料金体系となり、水道料金算定期間の平均改定率は、24.6%となります。

現行と改定後の水道料金単価比較

基本料金1か月単価比較表(税抜)

口径 (mm)	基本料金			
	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	改定率(%)
13	750	1,020	270	36.0
20	1,070	1,600	530	49.5
25	1,970	2,710	740	37.6
30	3,460	4,720	1,260	36.4
40	6,440	9,180	2,740	42.5
50	9,700	14,370	4,670	48.1
75	24,390	32,440	8,050	33.0
100	41,760	57,690	15,930	38.1
150	95,040	133,050	38,010	40.0
200	153,600	222,540	68,940	44.9
湯屋用	4,800	6,740	1,940	40.4
一時用	3,360	4,720	1,360	40.5

※ 湯屋用、一時用の単価は、口径別基本料金単価の平均改定率 40.6%から算出

従量料金1m³当たりの単価比較表(税抜)

使用水量 (m ³)		従量料金							
		口径 13~25mm				口径 30~200mm			
		現行 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	差額 (円/m ³)	改定率 (%)	現行 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	差額 (円/m ³)	改定率 (%)
1~10	19	41	22	115.8	210	41	-169	-80.5	
11~20	103	126	23	22.3	210	126	-84	-40.0	
21~30	138	161	23	16.7	210	161	-49	-23.3	
31~40	176	199	23	13.1	210	199	-11	-5.2	
41~50	210	233	23	11.0	210	233	23	11.0	
51~100	237	260	23	9.7	237	260	23	9.7	
101~200	237	265	28	11.8	242	265	23	9.5	
201~	237	277	40	16.9	254	277	23	9.1	
湯屋用	1~200	7	41	34	485.7	7	41	34	485.7
	201~	27	41	14	51.9	27	41	14	51.9
一時用	1~	254	277	23	9.1	254	277	23	9.1

※ 湯屋用は、使用水量の分けをなくし、一律最低単価とします。

一時用は、現行と同じ、最高単価としています。

○1か月あたり 10 m^3 使用した場合の料金(税込)

	使用水量 10 m^3		
	現行	改定後	改定額
口径 13mm	1,034 円	1,573 円	539 円
口径 20mm	1,386 円	2,211 円	825 円



○1か月あたり 20 m^3 使用した場合の料金(税込)

	使用水量 20 m^3		
	現行	改定後	改定額
口径 13mm	2,167 円	2,959 円	792 円
口径 20mm	2,519 円	3,597 円	1,078 円



○1か月あたり 300 m^3 使用した場合の料金(税込)

	使用水量 300 m^3		
	現行	改定後	改定額
口径 40mm	86,229 円	92,378 円	6,149 円

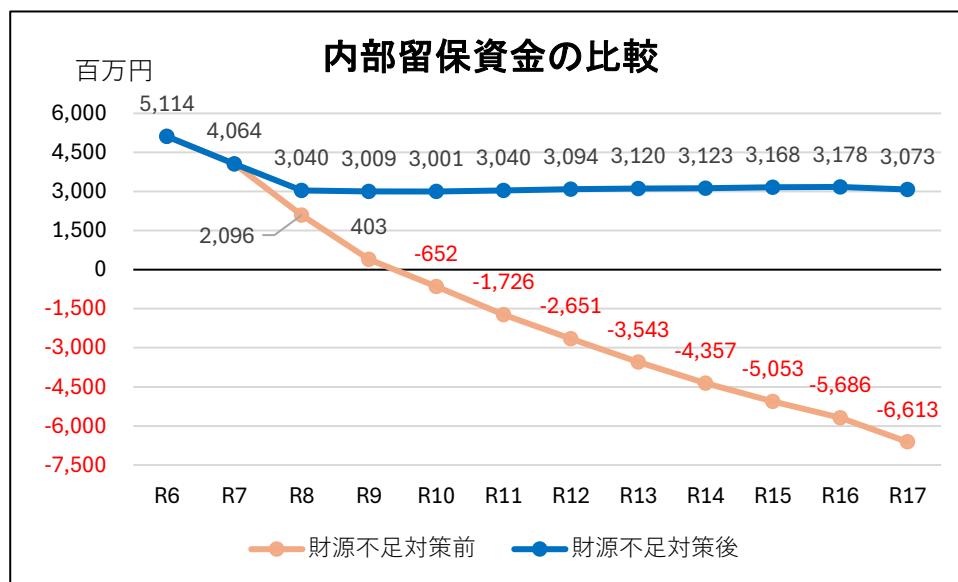
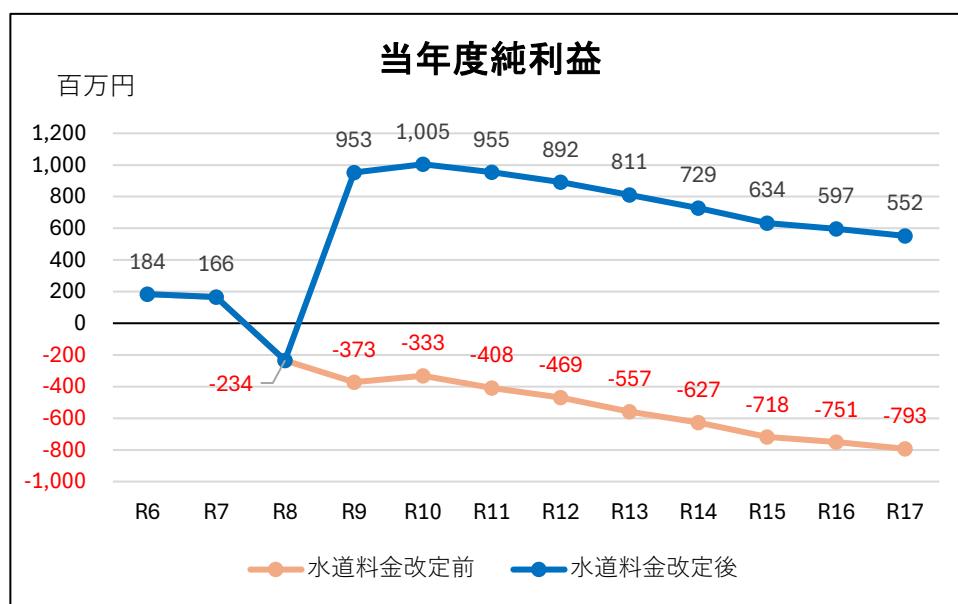


5 投資・財源試算(投資・財政計画)

当初の投資・財源試算での収支ギャップや財源不足の対策として、水道料金の改定により収支均衡を図り、企業債の借入方針として企業債残高対給水収益比率190%を企業債残高の上限の目安とすることで、水道料金収入で賄う財源と、企業債の借入れで賄う財源をバランスよく割り振ることで、財源不足の解消を図りました。

結果、収支ギャップや財源不足が解消され、安定した事業運営ができる見込の投資・財源試算となつたため、この試算を投資・財政計画とします。

今後も更なる物価高騰など、予測の難しい状況が起こる可能性があるため、現状把握をし、計画と大きな乖離が生じる見込みであれば、その都度検討をし、見直しを図ります。



収益的収支

(単位:円)

年 度 区 分	令和6年度 決算	令和7年度 決算見込	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収入	5,391,707	5,360,755	5,377,031	6,720,962	6,687,674	6,661,053
営業収益	4,524,258	4,510,094	4,545,066	5,895,823	5,875,321	5,862,004
給水収益	4,507,245	4,492,142	4,528,418	5,879,042	5,858,484	5,845,106
受託工事収入	0	0	110	110	110	110
その他営業収益	17,013	17,952	16,538	16,671	16,727	16,788
営業外収益	867,449	850,661	831,965	825,139	812,353	799,049
受取利息	3,833	10,237	4,020	4,020	4,020	4,020
他会計補助金	5,422	4,192	4,192	4,192	4,192	4,192
分担金	136,978	131,066	156,591	155,040	153,504	151,984
長期前受金戻入	599,102	579,026	535,482	523,403	505,818	491,634
雑収益	122,114	126,140	131,680	138,484	144,819	147,219
収益的支出	5,205,515	5,191,726	5,607,073	5,764,067	5,679,119	5,702,064
営業費用	5,183,941	5,176,985	5,573,012	5,706,721	5,617,156	5,641,543
原水及び浄水費	2,074,022	2,081,134	2,200,603	2,210,936	2,187,392	2,180,760
配水及び給水費	740,304	742,740	803,003	816,822	821,353	810,682
受託工事費	0	0	101	102	103	104
業務費	430,861	449,995	502,702	533,474	503,440	491,734
総係費	113,455	126,983	128,091	129,322	130,550	131,938
減価償却費	1,776,313	1,729,482	1,689,831	1,860,473	1,862,825	1,960,167
資産減耗費	48,986	46,651	248,681	155,592	111,493	66,158
営業外費用	21,574	14,741	34,061	57,346	61,963	60,521
支払利息	20,788	14,041	33,461	56,746	61,363	59,921
雑支出	786	700	600	600	600	600
経常損益	186,192	169,029	△ 230,042	956,895	1,008,555	958,989
特別利益	0	354	0	0	0	0
固定資産売却益	0	354	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0
特別損失	1,759	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000
過年度損益修正損	1,759	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000
特別損益	△ 1,759	△ 2,646	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
当年度純損益	184,433	166,383	△ 234,042	952,895	1,004,555	954,989

収益的収支

(単位:千円)

年 度 区 分	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収入	6,645,961	6,617,885	6,595,603	6,563,730	6,528,397	6,491,819
営業収益	5,846,447	5,835,567	5,803,210	5,778,157	5,750,823	5,730,792
給水収益	5,829,494	5,818,553	5,786,135	5,761,021	5,733,631	5,713,539
受託工事収入	110	110	110	110	110	110
その他営業収益	16,843	16,904	16,965	17,026	17,082	17,143
営業外収益	799,514	782,318	792,393	785,573	777,574	761,027
受取利息	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020
他会計補助金	4,192	4,192	4,192	4,192	4,192	4,192
分担金	150,479	148,989	147,513	146,052	144,605	143,173
長期前受金戻入	486,545	474,793	483,310	475,481	465,839	448,209
雑収益	154,278	150,324	153,358	155,828	158,918	161,433
収益的支出	5,749,547	5,802,419	5,862,808	5,925,872	5,927,265	5,936,002
営業費用	5,691,065	5,746,058	5,808,513	5,873,699	5,877,272	5,888,248
原水及び浄水費	2,198,330	2,186,741	2,180,614	2,191,702	2,175,357	2,183,379
配水及び給水費	816,028	833,790	826,185	842,130	853,375	850,965
受託工事費	105	107	108	109	110	111
業務費	496,475	501,627	506,790	511,957	517,131	522,311
総係費	133,180	134,324	135,621	136,930	138,397	139,722
減価償却費	1,997,550	2,043,585	2,115,158	2,148,045	2,151,905	2,149,661
資産減耗費	49,397	45,884	44,037	42,826	40,997	42,099
営業外費用	58,482	56,361	54,295	52,173	49,993	47,754
支払利息	57,882	55,761	53,695	51,573	49,393	47,154
雑支出	600	600	600	600	600	600
経常損益	896,414	815,466	732,795	637,858	601,132	555,817
特別利益	0	0	0	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0
特別損失	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
過年度損益修正損	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
特別損益	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
当年度純損益	892,414	811,466	728,795	633,858	597,132	551,817

資本的収支

(単位:千円)

年 度 区 分	令和6年度 決算	令和7年度 決算見込	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収入	557,215	1,474,467	1,528,545	645,627	408,783	442,621
企業債	0	1,051,600	900,000	200,000	0	0
企業債	0	1,051,600	900,000	200,000	0	0
補助金	0	0	44,146	137,121	84,925	89,117
国庫補助金	0	0	44,146	137,121	84,925	89,117
負担金	8,375	7,000	15,210	15,360	15,510	15,675
負担金	8,375	7,000	15,210	15,360	15,510	15,675
固定資産売却代金	0	127	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	127	0	0	0	0
工事収入	548,840	415,740	569,189	293,146	308,348	337,829
工事収入	548,840	415,740	569,189	293,146	308,348	337,829
資本的支出	2,342,280	3,887,783	3,721,748	3,355,868	2,890,058	2,893,514
建設改良費	2,056,156	3,633,906	3,532,684	3,204,196	2,798,050	2,801,380
整備事業費	2,000,638	3,571,560	3,460,615	3,084,325	2,747,970	2,750,668
固定資産購入費	55,518	62,346	72,069	119,871	50,080	50,712
企業債償還金	286,124	253,877	189,064	151,672	92,008	92,134
企業債償還金	286,124	253,877	189,064	151,672	92,008	92,134
資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額	1,785,065	2,413,316	2,193,203	2,710,241	2,481,275	2,450,893
補填財源	1,785,065	2,413,316	2,193,203	2,710,241	2,481,275	2,450,893
損益勘定留保資金	1,368,571	2,110,690	2,008,770	2,543,858	2,481,275	1,497,998
建設改良積立金	416,494	302,626	184,433	166,383	0	952,895
内部留保資金残額	5,113,974	4,064,148	3,039,933	3,009,290	3,001,071	3,039,858
企業債残高	750,232	1,584,955	2,258,890	2,307,219	2,215,211	2,123,077

他会計繰入金

年 度 区 分	令和6年度 決算	令和7年度 決算見込	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分	10,404	10,942	9,742	9,875	9,931	9,992
うち基準内繰入金	10,404	10,942	9,742	9,875	9,931	9,992
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	8,375	12,778	9,024	9,302	12,208	15,675
うち基準内繰入金	8,375	7,000	15,210	15,360	15,510	15,675
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計	18,779	23,720	18,766	19,177	22,139	25,667

資本的収支

(単位:千円)

年 度 区 分	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	413,152	417,461	421,769	422,124	346,654	453,598
企業債	0	0	0	0	0	200,000
企業債	0	0	0	0	0	200,000
補助金	56,266	56,853	57,440	58,026	58,560	73,933
国庫補助金	56,266	56,853	57,440	58,026	58,560	73,933
負担金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
負担金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
工事収入	341,061	344,618	348,174	347,778	271,624	163,030
工事収入	341,061	344,618	348,174	347,778	271,624	163,030
資本的支出	2,812,044	2,816,914	2,823,979	2,726,421	2,660,370	2,854,569
建設改良費	2,724,190	2,740,357	2,745,356	2,645,676	2,577,446	2,769,405
整備事業費	2,683,596	2,693,241	2,687,560	2,589,306	2,513,580	2,716,843
固定資産購入費	40,594	47,116	57,796	56,370	63,866	52,562
企業債償還金	87,854	76,557	78,623	80,745	82,924	85,164
企業債償還金	87,854	76,557	78,623	80,745	82,924	85,164
資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額	2,398,892	2,399,453	2,402,210	2,304,297	2,313,716	24,067,496
補填財源	2,398,892	2,399,453	2,402,210	2,304,297	2,313,716	2,400,971
損益勘定留保資金	1,394,337	1,444,464	1,509,796	1,492,831	1,584,921	1,767,113
建設改良積立金	1,004,555	954,989	892,414	811,466	728,795	633,858
内部留保資金残額	3,093,781	3,120,470	3,122,940	3,167,891	3,178,370	3,072,766
企業債残高	2,035,223	1,958,666	1,880,044	1,799,299	1,716,374	1,831,211

他会計繰入金

年 度 区 分	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	10,047	10,108	10,169	10,230	10,286	10,347
うち基準内繰入金	10,047	10,108	10,169	10,230	10,286	10,347
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
うち基準内繰入金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計	25,872	26,098	26,324	26,550	26,756	26,982

第7章 経営指標と目標値

1 経営指標等の選定

経営比較分析表や業務指標(公益財団法人日本水道協会)などから、課題解決のための指標等を選定しています。

水道施設の経年化を法定耐用年数ではなく、国の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」の更新基準の設定値のうち、最長の値及び日本水道協会等から公表されている耐用年数を採用し、更新基準を市独自に設定し、更新を計画的に行います。

2 目標値の基本的な考え方

基本的には計画期間内に、投資・財政計画の計画値に到達できるように目標設定を行います。

また、当該目標値は、毎年度、進捗状況を確認することで、当市の特性や問題点を把握し、更なる改善策の検討を促すものです。

3 目標値

水道施設の計画的更新

(単位:%)

年 度 指 標	決算値	目標値			望ましい 方向
		R6	R10	R12	
経年化設備率(耐用年数)	19.7	52.1	57.0	59.2	↖
経年化設備率(更新基準)	0.0	0.0	0.0	0.0	→
管路経年化率(耐用年数)	28.5	40.0	45.8	57.2	↖
管路経年化率(更新基準)	0.0	0.0	0.0	0.0	→
管路更新率	0.89	1.21	1.35	1.35	↗

水道施設の耐震化

(単位:%)

年 度 指 標	決算値	目標値			望ましい 方向
		R6	R10	R12	
浄水施設耐震率	100	100	100	100	→
配水池耐震施設率	100	100	100	100	→
基幹管路の耐震適合率	78.4	82.6	83.6	86.0	↗
基幹管路の耐震化率	41.5	46.4	47.6	49.8	↗

将来を見据えた適正な施設の検証

(単位:%)

年 度 指 標	決算値	目標値			望ましい 方向
		R6	R10	R12	
施設利用率	83.3	82.0	81.4	79.7	↗
施設最大稼働率	89.1	89.8	89.2	87.3	↗

収益の確保と経費の削減

(単位:%)

年 度 指 標	決算値	目標値			望ましい 方向
		R6	R10	R12	
経常収支比率	103.6	117.8	115.6	109.4	↗
企業債残高対給水収益比率	16.6	37.8	34.9	32.1	↖
料金回収率	97.8	113.2	110.8	104.1	↗

第8章 推進体制と進捗管理

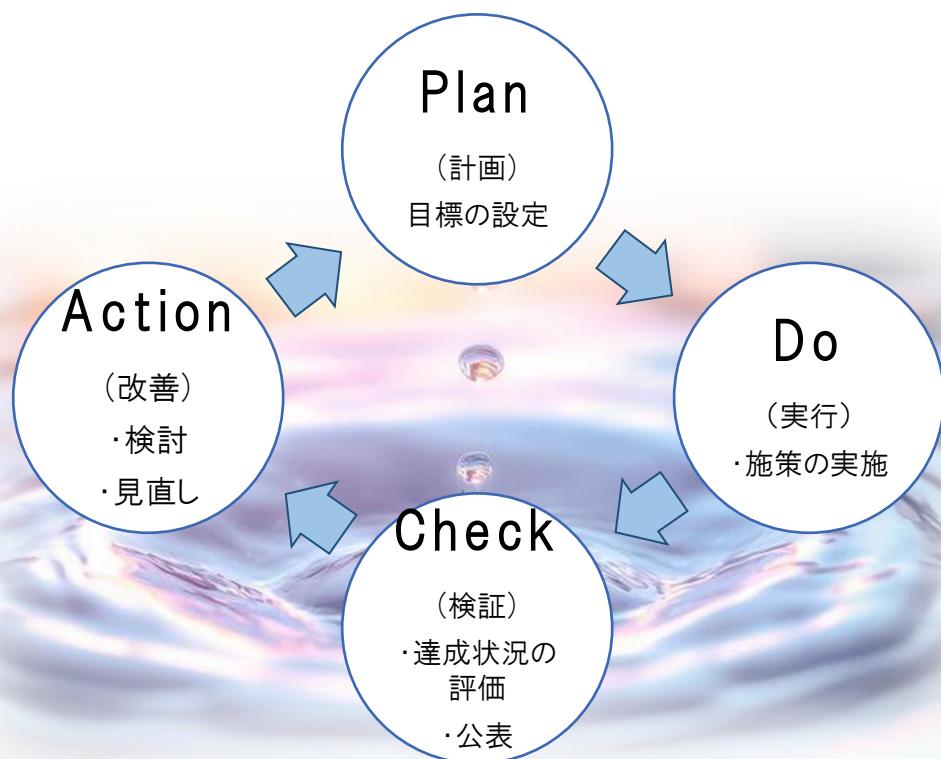
1 推進体制

具体的な施策は、各課で立案・実施・改善を行いつつ、上下水道部内で連携を図りながら取り組んでまいります。

また、経営審議会において、経営戦略の進捗報告を行い、事業経営全般について多角的な観点から多くの意見をいただき、事業に反映させることにより、今後も引き続き市民協働による経営を行っていきます。

2 推進管理及び継続的な改善

経営戦略については、毎年度、計画の進捗管理(モニタリング)を行い、検証を行います。検証では、計画と実績との乖離の分析を行い、その結果を見直し後の経営戦略に反映させるPDCAサイクル(計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action))を機能させていきます。このような取組を確立することで、常に改善を図りながら各種施策を推進し、事業が目指すべき方向性を実現していきます。



3 改定スケジュール

今後の社会経済情勢の変化等に対応するため、計画の中間年となる令和12年度に、令和8年度から5年間の取組や投資・財政計画を検証し、施策や目標値等の再設定を行ったうえで、計画期間を令和13年度から10年間とする経営戦略の改定を行います。

なお、経営戦略と実績との乖離がある場合は、改定の必要性を検討し、中間年度から前倒して改定を行います。

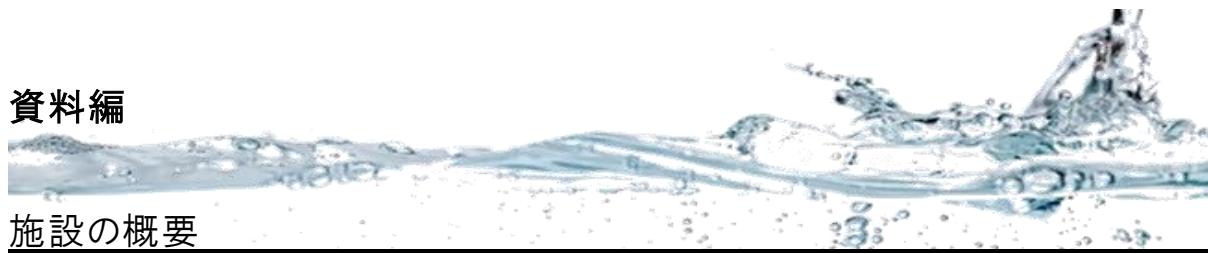
また、各種施策には、今後、取組の内容を調査・研究していくものも含まれており、これらの施策は、実施可能と判断した時点で施策内容等を具体化していきます。

【経営戦略の改定スケジュール】

第2次経営戦略(R8～R17)									
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目

第3次経営戦略(R13～R22)

資料編



施設の概要

水源

	水源	用水	浄水場
県水受水	岩屋ダム	木曽川総合用水	犬山浄水場
	牧尾ダム		
	味噌川ダム	愛知用水	高蔵寺浄水場
	阿木川ダム		
自己水	市内の深井戸		町屋送水場 知多配水場

浄水施設

施設名	稼動開始年	ろ過池数	施設能力(m ³ /日)
町屋送水場	2012(H24)	4	15,000
知多配水場	2017(H29)	6	9,900
合計		10	24,900

送水施設

施設名	稼動開始年	送水先	ポンプ設置数(台)
町屋送水場	2012(H24)	桃山配水場	3
県水受水ポンプ場	1974(S49)	桃山配水場	7
桃山配水場			6
	1971(S46)	東山配水場	3
	1975(S50)	東神明配水場	3
東神明配水場			7
	1975(S50)	神屋西配水場	2
	1999(H11)	明知配水場	
	1986(S61)	神屋東配水場	3
	1988(S63)	神屋中配水場	
	1992(H4)	上野配水場	2
西尾ポンプ場	2000(H12)	内津配水場	2
庄名ポンプ場	2003(H15)	高藏寺高区配水場	2
合計			27

配水施設

施設名	設置年	有効容量(m ³)
知多配水場		4,000
	1号配水池	2,000
	2号配水池	2,000
桃山配水場		38,800
	1号配水池	4,000
	2号配水池	5,000
	3号配水池	12,000
	4号配水池	17,800
東山配水場		10,000
	1号配水池	4,000
	2号配水池	6,000
玉野配水場	1997(H9)	1,100
東神明配水場		11,600
	1号配水池	5,000
	2号配水池	1,600
	3号配水池	5,000
神屋西配水場	1975(S50)	1,000
神屋中配水場		1,300
	低区配水池	1,000
	高区配水池	300
神屋東配水場	1986(S61)	1,230
上野配水場	1992(H4)	500
明知配水場		1,700
	低区配水池	1,000
	高区配水池	700
大和配水場	1971(S46)	1,500
内津配水場	2000(H12)	310
高蔵寺高区配水場		4,000
	1号配水池	2,000
	2号配水池	2,000
高蔵寺中区配水場		4,900
	1号配水池	2,450
高蔵寺低区配水場		2,450
	1984(S59)	2,100
合計		84,040

用語解説

用語名	説明
あ	
アセットマネジメント	事業全体を対象に現在ある資産を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立ち計画的・効率的に管理する取組
ICT	Information and Communication Technology の略 デジタル化された情報の通信技術
か	
過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
管路更新率	1年間に更新した管路延長の総延長に対する割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる $\text{管路更新率(\%)} = \text{当該年度に更新した管路延長} / \text{管路延長} \times 100$
基幹管路	導水管、送水管及び口径 400mm 以上の配水管
基幹管路の耐震化率	耐震基幹管路延長の基幹管路総延長に対する割合 数値は高いほうが良い
基幹管路の耐震適合率	耐震管以外でも、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる基幹管路延長の基幹管路総延長に対する割合 数値は高いほうが良い
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債(国などからの長期借入金)
企業債残高対給水収益比率	企業債残高の給水収益に対する割合 企業債残高の規模を示す指標 $\text{企業債残高対給水収益比率(\%)} = \text{企業債現在高合計} / \text{給水収益} \times 100$
給水区域	水道事業者が水道水を供給する区域
給水原価	有収水量 1 m ³ 当たりどれだけ費用がかかっているかを表す指標 $\text{給水原価} = \{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料} + \text{不用品売却原価} + \text{附帯事業費} + \text{長期前受金戻入})\} \div \text{有収水量}$

給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口
供給単価	有収水量1m ³ 当たりの給水収益の割合を示す指標 供給単価＝給水収益÷有収水量
緊急遮断設備	一定以上の地震の揺れを感じし、自動的に弁を閉める、あるいは移送ポンプを止めることにより、受水槽の水を確保するための設備
繰入金	一般会計から水道事業会計に繰り出されるお金
経常収益	水道料金収入等の本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計補助金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計
経常収支比率	経常収益の経常費用に対する割合 100%以上の場合は経常黒字を、100%未満の場合は経常赤字を表す 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100
経常損益	経常収益と経常費用の差引 0以上の場合は経常利益(黒字)、負数の場合は経常損失(赤字)となる
経常費用	職員給与費や委託料など維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計
経年化管路率	耐用年数(地方公営企業法施行規則により定められた、減価償却計算を行うための会計制度上の年数)を超えた管路延長の総延長に対する割合 数値は低いほうが良い 管路経年化率(%)＝法定耐用年数を経過した管路延長／管路延長×100
経年化設備率	浄水場内の経年化年数を超えている電気・機械設備数の電気・機械設備の総数に対する割合 数値は低いほうが良い

県営水道	都道府県が運営する水道事業 (当市の場合は、愛知県営水道事業)
減価償却費	土地などを除く固定資産(建物・配水管など)の減価(価値の減少)を、使用できる期間(法定耐用年数)にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理を減価償却といい、この処理による特定の年度の費用
更新周期の設定	施設は、実際の維持管理の更新状況を勘案した値 管路は、管種別に更新基準の設定例の最長の値
固定費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量と関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に発生する費用 配分基準により基本料金と従量料金に配分
さ	
資産維持費	水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額を水道料金の算定時の総括原価に含める必要があるもの
資産減耗費	資産の滅失、紛失、価値の下落を反映させる費用
施設最大稼働率	施設・設備が1日に対応可能な配水能力に対する、1日最大配水量の割合
施設利用率	施設・設備が1日に対応可能な配水能力に対する、1日平均配水量の割合 施設利用率(%) = 一日平均配水量 / 一日配水能力 × 100
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる負担金や受託工事などの収入
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する全ての費用
需要家費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量と関係なく利用者の存在により発生する費用 固定的なものであるため基本料金に配分

浄水施設耐震率	耐震対策の施されている浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合 数値は高いほうが良い
水道施設	水道のための取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、貯水施設及び配水施設
総括原価	水道料金算定期間における営業費用に資本費用を加えて算定された額 総括原価と水道料金収入の総額が一致するように水道料金が算定される
損益勘定留保資金	収益的収支における現金の支出を必要としない費用(減価償却費、資産減耗費)の計上により企業内部に留保される資金で、資本的収支の補てん財源の1つ
た	
耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている年数
ダウンサイ징	配水量の減少や技術進歩に伴い、水道施設更新時等に施設や管路の能力を縮小し、効率化を図ること
濁度	水の濁りの程度を示す指標 (水道水質基準等評価値では2度以下)
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもの
過増度	過増度は、水1m ³ を使用した時の最大単価と最小単価の倍率を比較した値 大口使用者にどれだけ多くの負担を求めているかを測る指標
デマンドレスポンス	電力需要がピークになる時間帯に電力使用量を減らしたり、逆に需要が少ない時間帯に電力使用量を増やしたりすることで、電力の需要パターンを変えて電力使用量を制御する仕組み
独立採算制	企業が事業活動の経費を経営に伴う収入で賄うこと
な	
内部留保資金	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって留保される自己資金

は	
配水池耐震施設率	耐震対策の施されている配水池容量の配水池総容量に対する割合 数値は高いほうが良い
バイオアッセイ	生物(実験動物や培養細胞など)を用いて、物質の生物活性や毒性などを評価する方法
PDCA サイクル	業務プロセス管理手法の一つで、Plan(計画)-Do(実施)-Check(検証)-Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を目指していく手法
pH 値	水溶液の酸性度またはアルカリ性(塩基性)を表す尺度 (水道水の pH 値は、5.8 以上 8.6 以下)
変動費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量に伴い発生する費用 使用量に対し増減するものであるため従量料金に配分
や	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している 有形固定資産減価償却率(%)=有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100
有収水量	配水する水のうち水道料金の徴収対象になった水量
有収率	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標 100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている 有収率(%)=年間総有収水量／年間総配水量×100
ら	
流動比率	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標 100%以上あることが望ましい 流動比率(%)=流動資産／流動負債

料金回収率	<p>水道水1m³を給水するのに必要なコストを水道料金で賄えているか示す指標</p> <p>料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が、料金収入以外の収入で賄われていることを意味する</p> $\text{料金回収率(\%)} = \text{供給単価} \div \text{給水原価} \times 100$
累積欠損金比率	<p>営業活動によって生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんできず、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を表す指標</p> $\text{累積欠損金比率(\%)} = \text{当年度未処理欠損金} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$
漏水調査	水漏れの音を確認する音聴棒などの専門機器を使った調査